

公 開

土木関係建設コンサルタント業務 における総合評価落札方式試行の 手引

土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)

令和8年4月1日



目 次

1	令和8年度の制度概要	1
2	委託業務における総合評価落札方式の概要及び適用区分	5
2-1	総合評価落札方式の概要	5
(1)	入札方式の概要	5
2-2	総合評価落札方式の型式について	5
(1)	技術者実績確認型	5
(2)	実施方針確認型	5
(3)	技術評価型	5
2-3	土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の適用区分	5
2-4	土木関係調査業務、調査業務及び建築関係業務における総合評価落札方式の適用について	8
3	総合評価落札方式の入札方式	9
3-1	総合評価落札方式の入札方式の選定	9
3-2	各入札方式における入札の種類及び低入札調査基準価格	9
4	総合評価点の評価方法及び評価項目	10
4-1	総合評価点の算定方法	10
(1)	総合評価点の算出	10
(2)	価格評価点の算出方法	10
(3)	技術評価点の算出方法	11
4-2	配点と評価項目及び評価基準の細目	11
(1)	価格評価点と技術評価点の配点	11
(2)	評価項目ごとの技術点の配点	11
(3)	評価項目及び評価基準の細目	13
4-3	評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方	36
4-4	委託業務における総合評価の申請・評価様式一覧	37
5	落札者の決定	38
5-1	落札候補者の決定	38
5-2	落札者の決定	38
6	総合評価落札方式の運用手順	39
6-1	総合評価落札方式の運用	39
(1)	総合評価落札方式の業務フロー	39

(2) 総合評価落札方式の業務選定、評価項目及び評価基準の決定	39
(3) 業務実施方針について（実施方針確認型・技術評価型）	40
(4) 技術提案について（技術評価型）	41
(5) アドバイザー意見照会（学識経験者の意見照会）	42
(6) 技術資料及び技術提案の評価	43
(7) 低入札価格調査	45
(8) 評価結果の報告	45
(9) 評価結果の公表、問合せ	45
(10) 業務着手前の作業	45
(11) 履行確認	46
7 評価内容の担保（ペナルティー）	47
7-1 工事成績評点の減点	47
7-2 違約金の請求（技術提案(技術提案型)）	48
8 手続きフロー図	49
8-1 技術者実績確認型・実施方針確認型（指名競争入札）	49
8-2 技術評価型（制限付き一般競争入札）	50
9 様式集	51

1 令和8年度の制度概要

1 総合評価落札方式の取扱い【変更なし】

(1) 委託業務の選定の目安

土木関係建設コンサルタント業務は試行要領第5の第1項の基準と併せ、別紙「選定一覧」に示す斜め象限図の領域ごとに適用を定める。

【領域①に該当する業務】

領域①に該当する業務は、「高度又は専門的な技術力が要求される業務」（以下、「高度・専門的業務」という）と定義し、プロポーザル方式又は総合評価落札方式の適用を原則とする。

【領域②に該当する業務】

領域②に該当する業務のうち、技術者の能力、企業の業務実績や技術提案等の内容と入札価格を一体として評価することが望ましいと主務課長、地域機関の長が認める業務を総合評価落札方式として選定する。

なお、土木関係調査業務、測量業務については、個別案件ごとに適用を定める。

また、建築関係建設コンサルタント業務、調査業務及び測量業務については、総合評価落札方式を適用しない。

(2) 型式選定の目安（別紙「選定一覧」の斜め象限図を参照）

I. 【技術評価型】

領域①に該当する業務を対象とし、技術者の能力、企業の業務実績等を確認するほか、業務の実施方針（実施方針、業務フロー、工程計画、その他）と発注者が指定した評価テーマに対する技術提案の提示を求め評価するもの。

II. 【実施方針確認型】

領域②に該当する業務を対象とし、技術者の能力、企業の業務実績等を確認するほか、業務の実施方針（実施方針、業務フロー、工程計画、その他）の提示を求め評価するもの。

III. 【技術者実績確認型】

領域②に該当する業務を対象とし、技術者の能力、企業の業務実績等を確認するもの。

(3) 入札方式及び低入札調査基準価格【変更なし】

各領域における入札方式、競争入札の種類及び低入札調査基準価格は下表による。

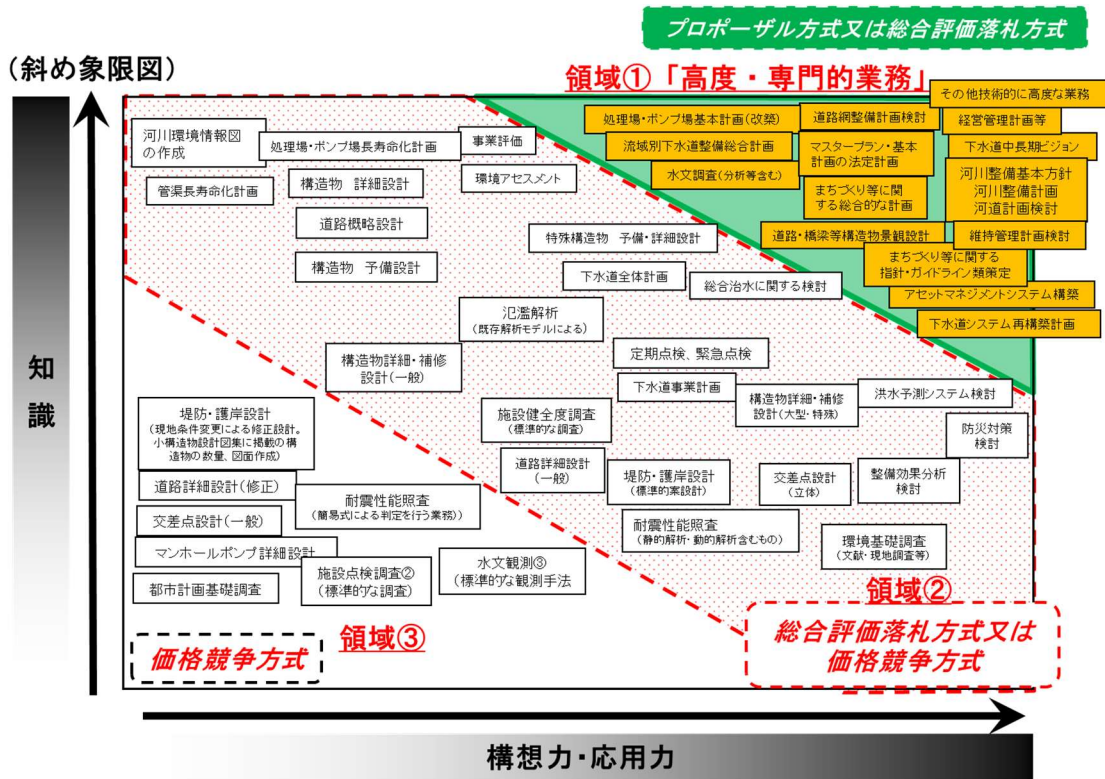
領域	入札方式	入札の種類	低入札調査基準価格 (最低制限価格)
領域①	プロポーザル方式	随意契約	—
	総合評価落札方式	制限付き一般競争入札	予定価格の60~81% ※算出式参照
領域②	総合評価落札方式	指名競争入札	予定価格の91%
	価格競争方式	指名競争入札	予定価格の91%
領域③	価格競争方式	指名競争入札	予定価格の91%

※直接人件費+直接経費+その他原価×90/100+一般管理費×50/100

ただし、その額が入札調査等比較予定価格に81/100を乗じて得た額を超える場合にあつては、81/100を乗じて得た額とし、入札等比較予定価格に60/100を乗じて得た額に満たない場合にあつては、60/100を乗じて得た額。

【選定一覧】

【土木事業】



【領域①に該当する業務】

(ア) 河川事業

河川整備基本方針、河川整備計画、河道計画検討、維持管理計画検討、その他技術的に高度な業務（ダム）

※海岸事業・砂防事業は上記業務に準じて選定する。

(イ) 道路事業

道路網整備計画検討、水文調査（分析等含む）、道路・橋梁等構造物景観設計

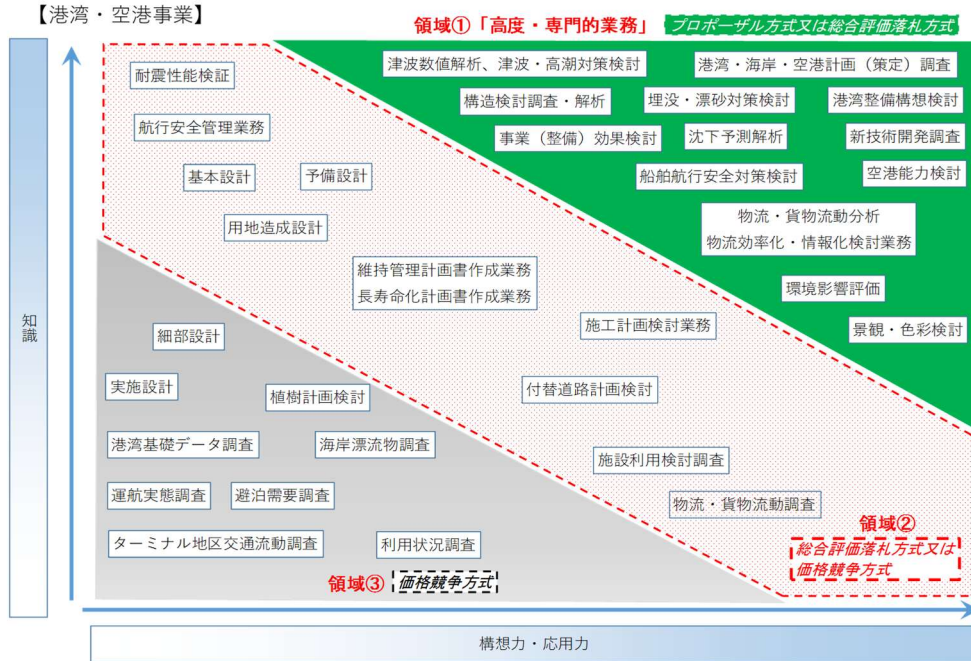
(ウ) 都市事業

マスタープラン・基本計画等の法定計画、まちづくり等に関する総合的な計画、まちづくり等に関する指針、ガイドライン類策定

(エ) 下水道事業

経営管理計画等、下水道中長期ビジョン、流域別下水道総合計画、アセットマネジメントシステム構築、下水道システム再構築計画

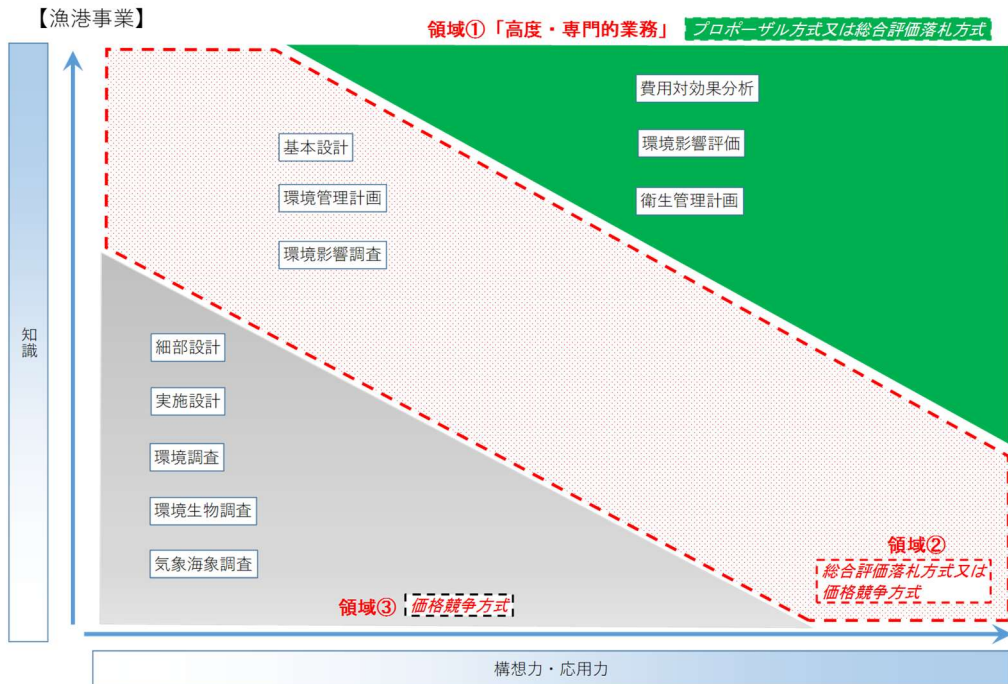
【港湾・空港事業】



【領域①に該当する業務】

港湾・海岸・空港計画（策定）調査、港湾整備構想検討、新技術開発調査、空港能力検討、波浪数値解析、津波・高潮対策検討、埋没・漂砂対策検討、沈下予測解析、構造検討調査・解析、事業（整備）対策検討、船舶航行安全対策検討、物流・貨物流動分析、物流効率化・情報化検討業務、環境影響評価、景観・色彩検討

【漁港事業】



【領域①に該当する業務】

費用対効果分析、環境影響評価、衛生管理計画

2 評価項目と配点 【変更なし】

価格評価点と技術評価点の配点

配点	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型
価格評価点の配点	50点	50点	50点
技術評価点の配点	25点	50点	100点
総合評価の配点	75点	100点	150点

別表 評価項目及び評価基準

評価項目		対象	技術者実績 確認型	実施方針 確認型	技術評価型
企業の技術力	委託業務成績		4.00	4.00	4.00
配置予定技術者の能力	技術者の能力(資格)	管理・照査・ 担当技術者	3.00	3.00	3.00
	継続教育(CPD)の取得状況	管理・照査・ 担当技術者	1.50	1.50	1.50
	配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度	管理・担当技 術者	1.50	1.50	1.50
	手持ち業務量	管理技術者	1.00	1.00	1.00
地域貢献度・精通度	災害時の活動実績等		1.00	1.00	1.00
	実働拠点		1.00	1.00	1.00
担い手育成・確保	若手技術者の配置	管理技術者	0.50	0.50	0.50
	WLBの推進		0.50	0.50	0.50
技術資料	実施方針【実施方針確認型】		—	12.00	—
技術提案	実施方針【技術評価型】		—	—	9.00
	評価テーマに対する技術提案		—	—	20.00
技術点の満点			14.00	26.00	43.00

2 委託業務における総合評価落札方式の概要及び適用区分

2-1 総合評価落札方式の概要

(1) 入札方式の概要

① プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務。

② 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務。

③ 価格競争方式

一定の資格・成績等を有することを入札参加条件として付することにより、品質を確保できる業務。

2-2 総合評価落札方式の型式について

総合評価落札方式の実施にあたり、新潟県では3つの型式を適用する。

(1) 技術者実績確認型

技術者の能力、企業の業務実績等を確認するもの。

2-3における領域②に該当する業務に適用する。

(2) 実施方針確認型

技術者実績確認型の確認項目のほか、当該業務の業務実施方針（実施方針、業務フロー、工程計画及びその他）についての提示を求め評価するもの。

2-3における領域②に該当する業務に適用する。

(3) 技術評価型

技術者実績確認型の確認項目のほか、業務実施方針（実施方針、業務フロー、工程計画及びその他）、発注者が指定した評価テーマに対する具体的な技術提案の提示を求め評価するもの。

2-3における領域①「高度又は専門的な技術力が要求される業務」（以下、「高度・専門的業務」という）に該当する業務に適用する。

2-3 土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の適用区分

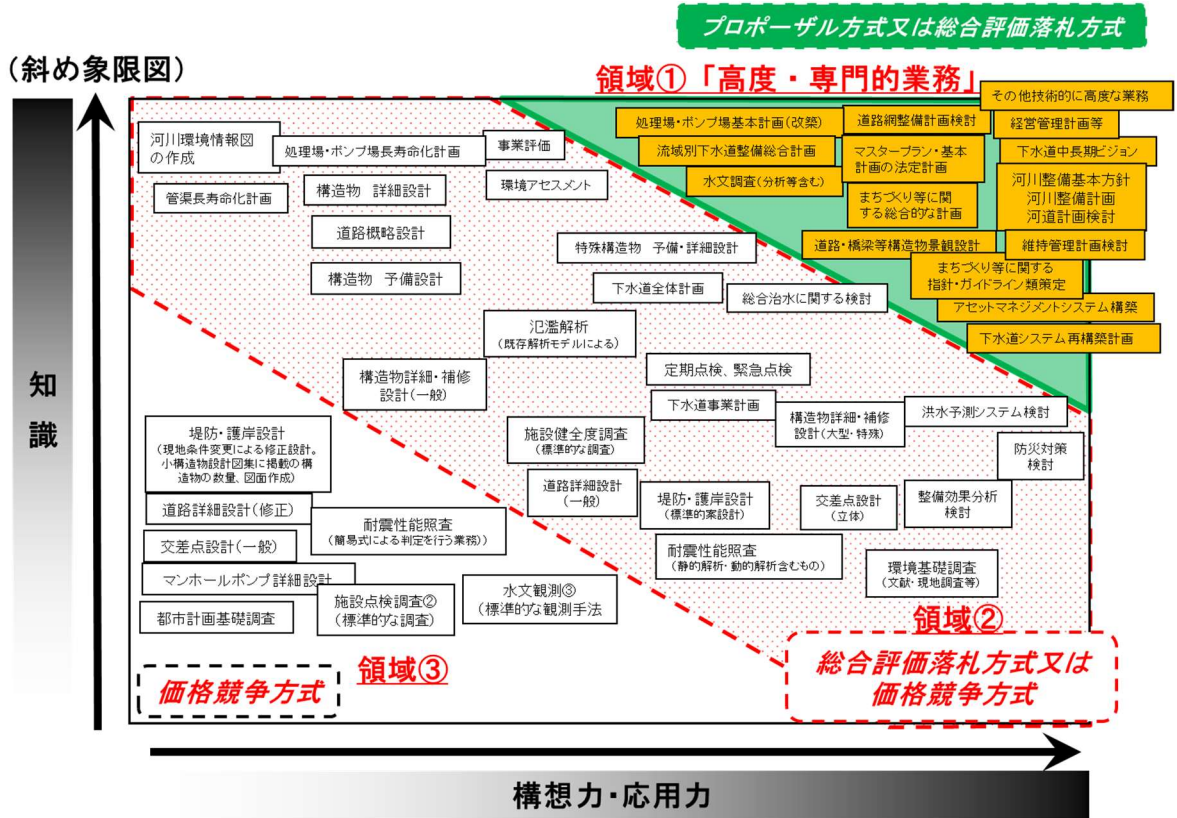
土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式は以下の「選定一覧」に示す斜め象限図の領域ごとに適用区分を定める。

(1) 「選定一覧」の斜め象限図における領域①「高度・専門的業務」は、総合評価落札方式又はプロポーザル方式の適用を原則とする。

(2) 「選定一覧」の斜め象限図における領域②の業務のうち、技術者の能力、企業の業務実績や技術提案等の内容と入札価格を一体として評価することが望ましいと主務課長、地域機関の長（以下「主務課長等」という。）が認める業務を総合評価落札方式として選定する。

【選定一覧】

【土木事業】



領域①「高度・専門的業務」に該当する業務

【河川事業】

河川整備基本方針、河川整備計画、河道計画検討、維持管理計画検討、その他技術的に高度な業務（ダム）

【道路事業】

道路網整備計画検討、水文調査（分析等含む）、道路・橋梁等構造物景観設計

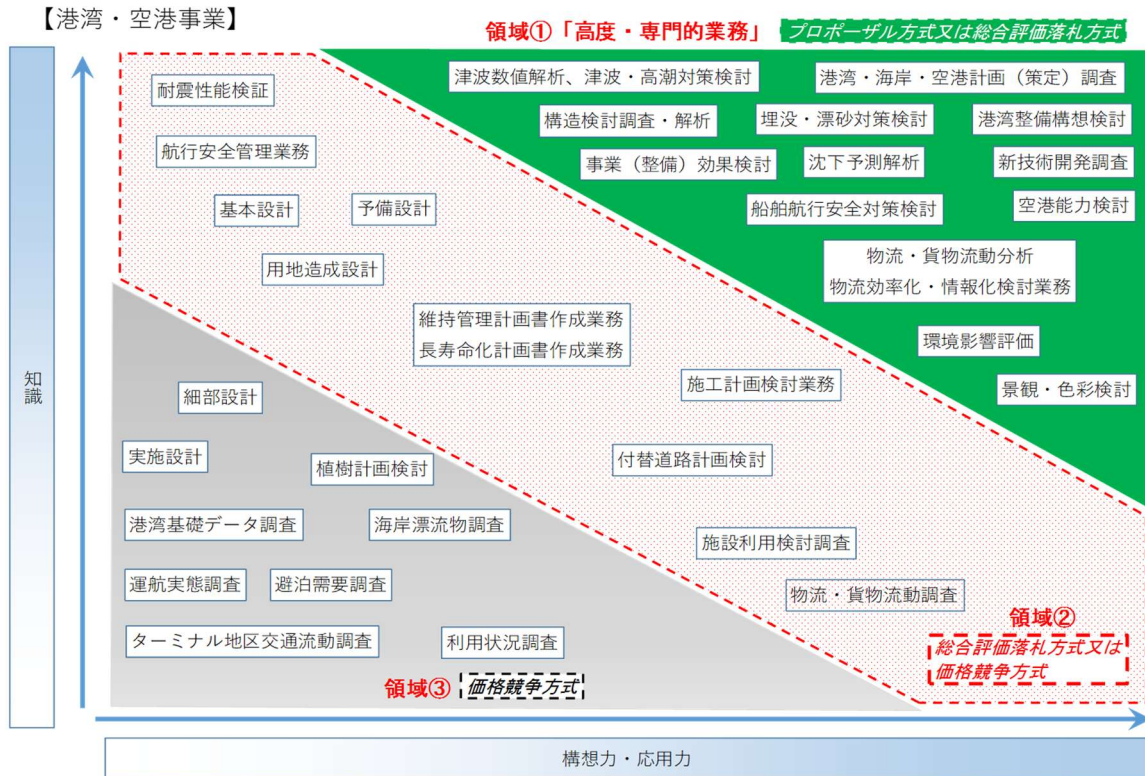
【都市事業】

マスタープラン・基本計画等の法定計画、まちづくり等に関する総合的な計画、まちづくり等に関する指針、ガイドライン類策定

【下水道事業】

経営管理計画等、下水道中長期ビジョン、流域別下水道整備総合計画、アセットマネジメントシステム構築、下水道システム再構築計画

【港湾・空港事業】

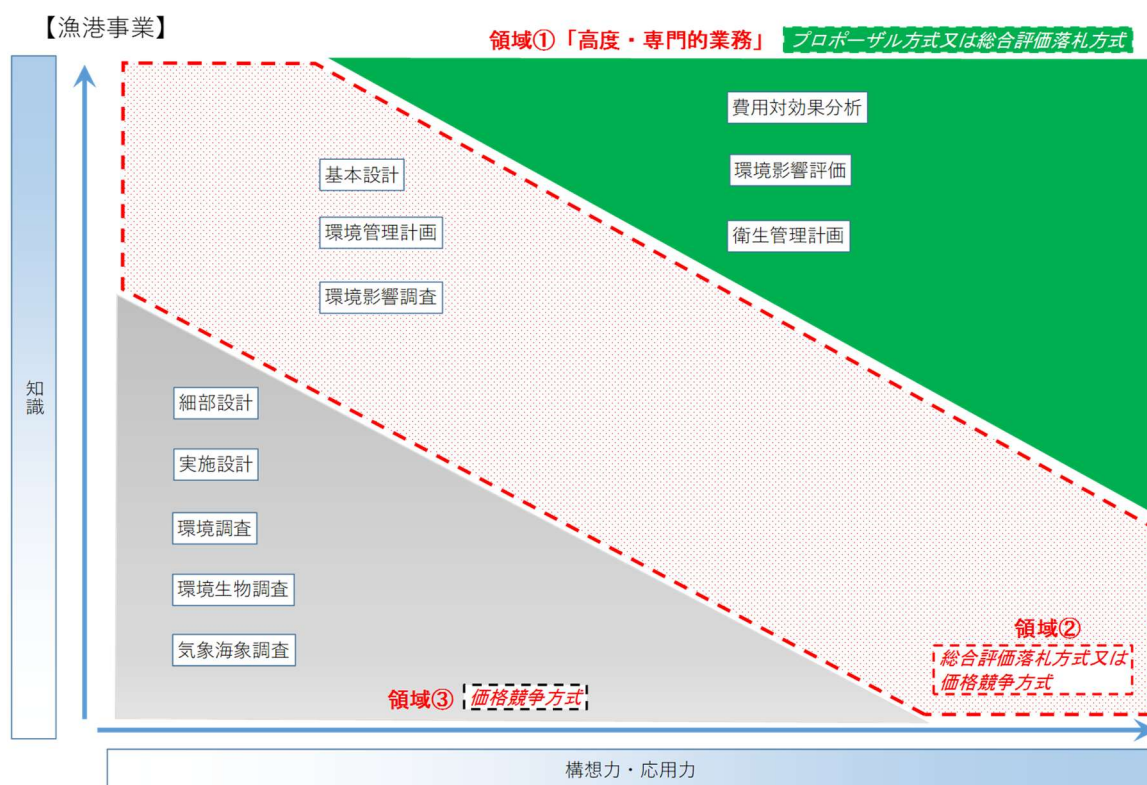


領域①「高度・専門的業務」に該当する業務

【港湾・空港事業】

港湾・海岸・空港計画（策定）調査、港湾整備構想検討、新技術開発調査、空港能力検討、波浪数値解析、津波・高潮対策検討、埋没・漂砂対策検討、沈下予測解析、構造検討調査・解析、事業（整備）対策検討、船舶航行安全対策検討、物流・貨物流動分析、物流効率化・情報化検討業務、環境影響評価、景観・色彩検討

【漁港事業】



領域①「高度・専門的業務」に該当する業務

【漁港事業】

費用対効果分析、環境影響評価、衛生管理計画

2-4 土木業務調査業務、測量業務及び建築関係業務における総合評価落札方式の適用

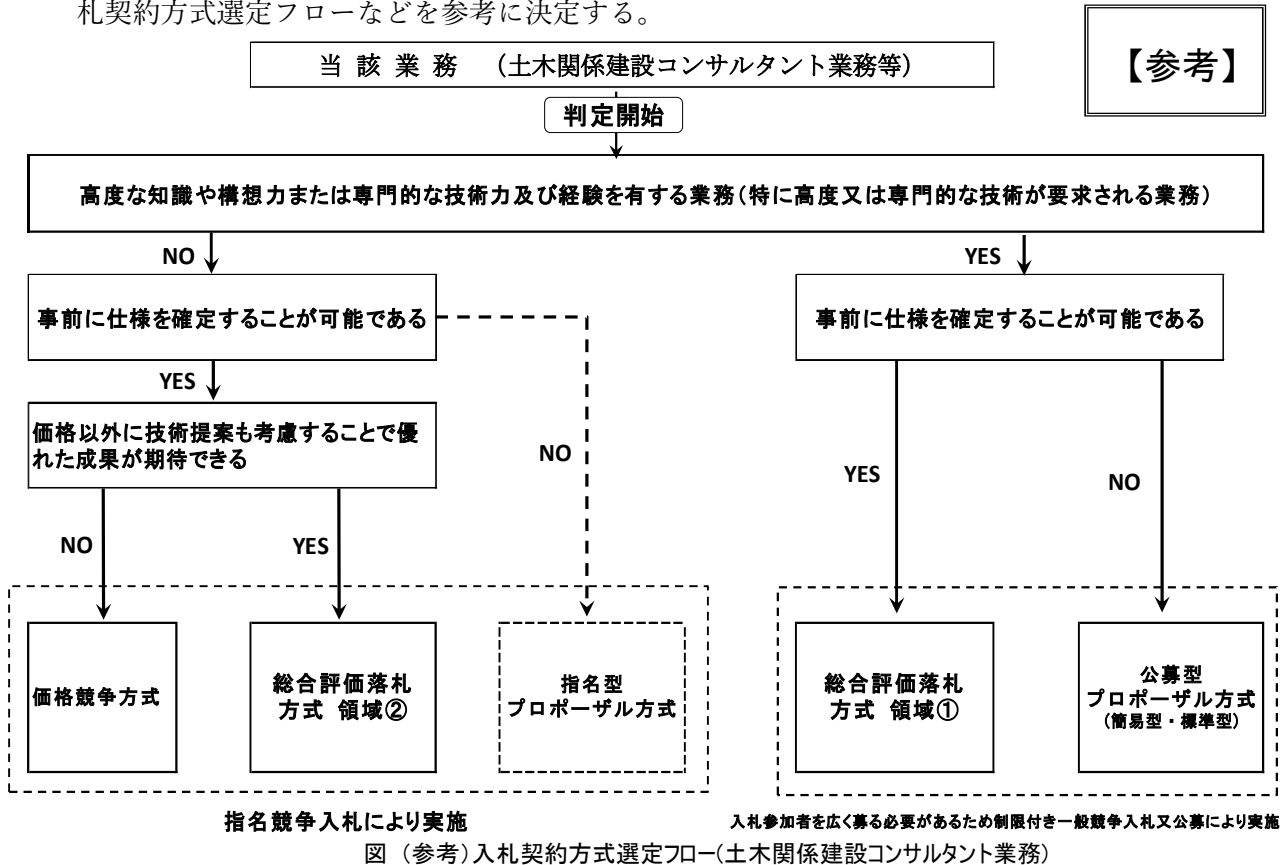
土木関係調査業務、測量業務における総合評価落札方式の適用については、個別案件ごとに主管課及び技術管理課と相談して決定する。

また、建築関係建設コンサルタント業務、調査業務及び測量業務については、総合評価落札は適用しない。

3 総合評価落札方式の入札方式

3-1 総合評価落札方式の入札方式の選定

土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の選定にあたっては、以下の入札契約方式選定フローなどを参考に決定する。



3-2 各入札方式における入札の種類及び低入札調査基準価格

2-3に示した土木関係建設コンサルタント業務について、「選定一覧」の斜め象限図における各領域の入札方式、競争入札の種類及び低入札調査基準価格（最低制限価格）を以下にまとめる。

領域	入札方式	入札の種類	低入札調査基準価格 (最低制限価格)
領域①	プロポーザル方式	随意契約	—
	総合評価落札方式	制限付き一般競争入札	予定価格の60～81% ※算出式参照
領域②	総合評価落札方式	指名競争入札	予定価格の91%
	価格競争方式	指名競争入札	予定価格の91%
領域③	価格競争方式	指名競争入札	予定価格の91%

※直接人件費＋直接経費＋その他原価×90/100＋一般管理費×50/100

ただし、その額が入札調査等比較予定価格に81/100を乗じて得た額を超える場合にあつては、81/100を乗じて得た額とし、入札等比較予定価格に60/100を乗じて得た額に満たない場合にあつては、60/100を乗じて得た額。

なお、土木関係調査業務、測量業務における総合評価落札方式の入札の種類、低入札調査基準価格の適用については、個別案件ごとに主管課及び技術管理課と相談し、決定する。

4 総合評価点の評価方法及び各評価項目

4-1 総合評価点の算出方法

(1) 総合評価点の算出

総合評価点の算出は、価格評価点と技術評価点を合算した値を評価値として取り扱うものとし、技術(技術評価点)と価格(価格評価点)の両面から最も優れたものを落札者として決定する。

なお、価格評価点及び技術評価点の算出方法は、以下の(2)、(3)による。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価の配点は、技術者実績確認型、実施方針確認型、技術評価型のいずれも50点を標準とする。

また、価格評価点は次式により算出した値とする。(小数点以下第4位四捨五入3位止)

① 入札金額 \geq 低入札調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)の場合

価格評価点 = 価格評価の配点

$$\times \{1 - 1/2 \times (\text{入札金額} - \text{調査基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{調査基準価格})\}$$

② 入札金額 $<$ 低入札調査基準価格の場合

価格評価点 = 価格評価の配点

$$\times \{1 - 2 \times (\text{入札金額} - \text{調査基準価格}) / (\text{失格基準価格} - \text{調査基準価格})\}$$

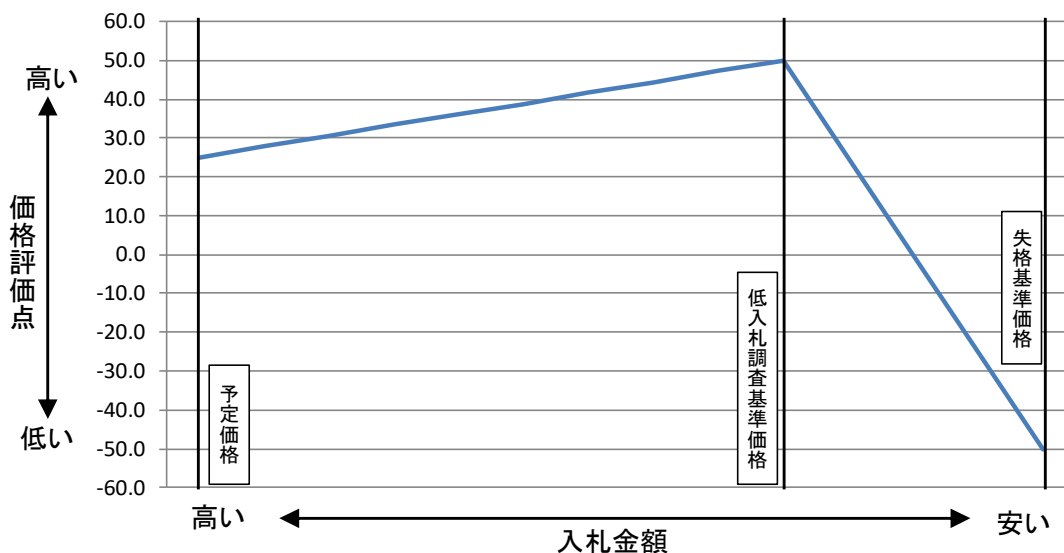


図: 入札金額と価格評価点の関係

なお、入札金額が低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札者(以下、「低入札の者」という。)があった場合は、確認資料の提出を求める前に、低入札の者すべてに対

し総合評価による評価値の確定手続きについて意向を確認する。((委)第13号様式「意向確認通知書」による。)

また、低入札の者で、かつ新潟県土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)発注の委託業務において過去1年間に完了した委託業務のうち、成績評定点(発注業種)の最低点が65点未満の場合は加算点から3点減じるものとする。

(3) 技術評価点の算出方法

技術評価の配点は、技術者実績確認型は25点、実施方針確認型は50点、技術評価型は100点を標準とする。

また、技術評価点は、技術点に基づき次式により算出した値とする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価の配点} \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

(小数点以下第4位四捨五入3位止)

4-2 配点と評価項目及び評価基準の細目

(1) 価格評価点と技術評価点の配点

各型式における価格評価点及び技術評価点の配点は以下のとおりとする。

価格評価点と技術評価点の配点

配点	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型
価格評価点の配点	50点	50点	50点
技術評価点の配点	25点	50点	100点
総合評価の配点	75点	100点	150点

(2) 評価項目ごとの技術点の配点

技術点における評価項目と技術点の配点は以下のとおりとする。技術点の満点は、技術者実績確認型14点、実施方針確認型26点、技術評価型43点とする。

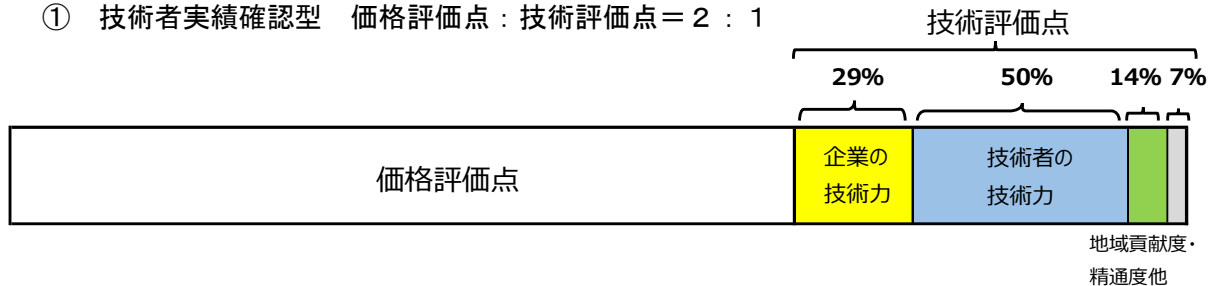
また、各型式の技術点に占める各評価項目の割合イメージ図は次ページのとおりである。

評価項目及び技術点の配点

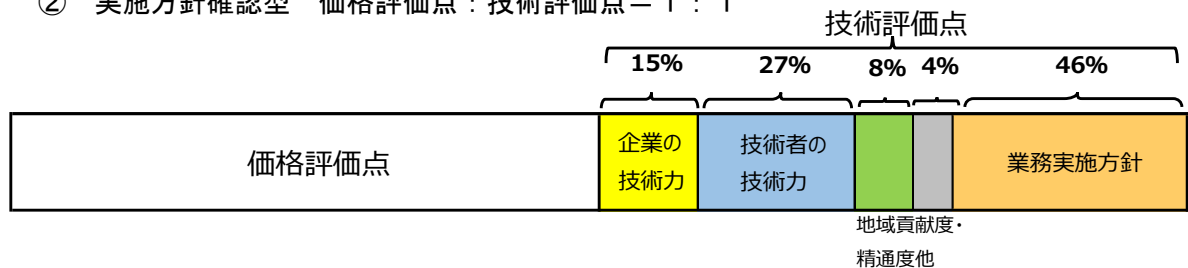
別表 評価項目及び評価基準

評価項目		対象	技術者実績 確認型	実施方針 確認型	技術評価型
企業の技術力	委託業務成績		4.00	4.00	4.00
配置予定技術者の能力	技術者の能力(資格)	管理・照査・ 担当技術者	3.00	3.00	3.00
	継続教育(CPD)の取得状況	管理・照査・ 担当技術者	1.50	1.50	1.50
	配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度	管理・担当技術者	1.50	1.50	1.50
	手持ち業務量	管理技術者	1.00	1.00	1.00
地域貢献度・精通度	災害時の活動実績等		1.00	1.00	1.00
	実働拠点		1.00	1.00	1.00
担い手育成・確保	若手技術者の配置	管理技術者	0.50	0.50	0.50
	WLBの推進		0.50	0.50	0.50
技術資料	実施方針【実施方針確認型】		—	12.00	—
技術提案	実施方針【技術評価型】		—	—	9.00
	評価テーマに対する技術提案		—	—	20.00
技術点の満点			14.00	26.00	43.00

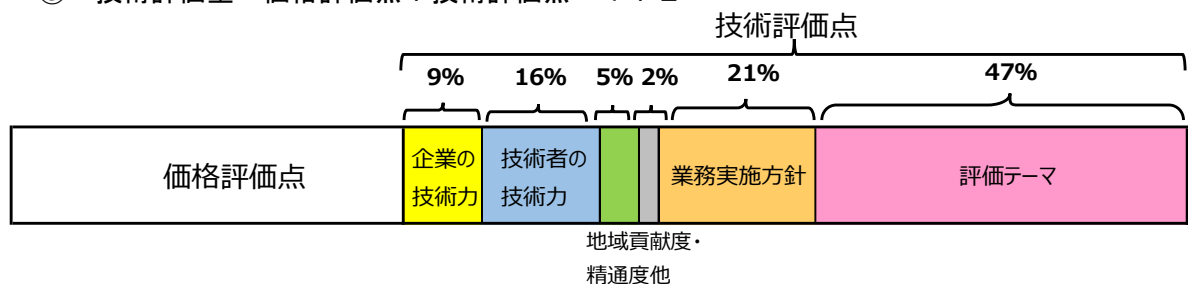
① 技術者実績確認型 価格評価点：技術評価点 = 2 : 1



② 実施方針確認型 価格評価点：技術評価点 = 1 : 1



③ 技術評価型 価格評価点：技術評価点 = 1 : 2



(3) 評価項目及び評価基準の細目

評価項目及び評価基準の詳細は、別表1～4及び細目による。

別表1 評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【1 企業の技術力】				
委託業務成績 ※新潟県発注（土木部、交通政策局、農林水産部（漁港事業））の業務成績が対象	(1-1)【平均点】 新潟県発注委託業務における過去5年間の委託業務成績評定点（発注業種）の平均点	82点以上	4.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 4.00
		72点以上 82点未満 評点=4.00×(平均点-72)／10	4.00 ～ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	(1-2)【最低点】 新潟県発注委託業務における過去3か月の委託業務成績評定点（発注業種）の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00
		65点未満	-1.00	
技術点（小計）				／ 4.00

			管 理	照 査	担 当	
			技 術 者	技 術 者	技 術 者	
(2-1) 技術者の能力（資格）	配置予定技術者が保有する資格 【対象資格】 ・技術士（〇〇部門〇〇） ・国土交通省登録技術者資格（〇〇施設分野-〇〇業務） ・RCCM（〇〇）等 ※公告文の資格要件に合わせて評価対象資格を設定する。	技術士（〇〇部門〇〇）	1.00	1.00	1.00	／ 3.00
		国土交通省認定技術者（〇〇施設分野-〇〇業務）、RCCM（〇〇）等	0.50	0.50	0.50	
		上記以外	0.00	0.00	0.00	
(2-2) 継続教育（CPD）の取得状況	前年度の継続教育（CPD）の取得単位数 ※a=取得単位数 b=各団体推奨単位数 $\alpha = a/b$	推奨単位数以上（ $1.0 \leq \alpha$ ）	0.50	0.50	0.50	／ 1.50
		推奨単位数未満かつ5割以上（ $0.5 \leq \alpha < 1.0$ ）	0.25	0.25	0.25	
		上記以外	0.00	0.00	0.00	
(2-3) 配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度 ※新潟県・国・旧公団・市町村の発注業務が対象	指定期間内に管理技術者又は担当技術者として従事した県内での同種業務実績の有無	過去3年間に県内での同種業務の実績あり	1.00	-	0.50	／ 1.50
		過去5年間に県内での同種業務の実績あり	0.50	-	0.25	
		上記以外	0.00	-	0.00	
(2-4) 手持ち業務量	管理技術者、担当技術者として従事している手持ち業務件数を評価する。	0～3件	1.00	-	-	／ 1.00
		4～7件	0.50	-	-	
		上記以外	0.00	-	-	
技術点（小計）						／ 7.00

※（2-1）技術者の能力、（2-2）継続教育（CPD）の取得状況、（2-3）配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度における「担当技術者」の評価は、担当技術者が3名以上の時は上位2名の平均、担当技術者が2名の時は上位1名で評価する。

別表2 評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【3 地域貢献度・精通度】				
災害時の活動実績等	・過去3ヶ年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	／ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	
実働拠点	県内における営業所（実働拠点）の有無	県内に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	／ 1.00
		県内に過去10年間継続した従たる営業所あり	0.50	
		上記以外	0.00	
技術点（小計）				／2.00

【4 担い手育成・確保】

若手技術者の配置	当該業務への若手技術者（45歳未満）の配置の有無	45歳未満の者を管理技術者として配置あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進	WLB企業認定等の有無（対象制度） ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定 ・にいがた健康経営推進企業 ・えるぼし認定 ・くるみん認定 ・ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	0.50	／ 0.50
		いずれか1つの認定等あり	0.25	
		上記以外	0.00	
技術点（小計）				／1.00

別表3 評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【5 技術資料 実施方針確認型】				
5-1 実施方針	提出された業務の実施方針（業務理解度）、業務フロー（実施手順）、工程計画（工程表）及びその他（業務の円滑な実施に関する提案）のそれぞれの項目について妥当性を評価する。	業務の実施方針（業務理解度）（4.0点）	12.00	3者評価の平均点（小数点以下第3位四捨五入2位止め） ／ 12.00
		業務フロー（実施手順）（2.0点）	～	
		工程計画（工程表）（2.0点）	～	
		その他（業務の円滑な実施に関する提案）（4.0点）	0.00	
技術点（小計）				／12.00

別表4 評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【6 技術提案 技術評価型】				
6-1 実施方針	提出された業務の実施方針（業務理解度）、業務フロー（実施手順）、工程計画（工程表）及びその他（業務の円滑な実施に関する提案）のそれぞれの項目について妥当性を評価する。	業務の実施方針（業務理解度）（4.0点）	9.00	3者評価の平均点（小数点以下第3位四捨五入2位止め） ／ 9.00
		業務フロー（実施手順）（2.0点）	～	
		工程計画（工程表）（2.0点）		
		その他（業務の円滑な実施に関する提案）（4.0点）	0.00	
6-2 評価テーマに対する技術提案	評価テーマに対する技術提案について、与条件（現地状況、地域特性、業務特性、事業目的等）との整合性及び提案内容の説得力を評価	適格性（与条件との整合性、キーワードの記載）、実現性（提案の説得力、提案内の裏付け）を評価	20.00 ～ 0.00	3者評価の平均点（小数点以下第3位四捨五入2位止め） ／ 20.00
技術点（小計）				／29.00

(評価項目及び評価基準細目)

1 - 1 企業の技術力 (委託業務成績_平均点)			
評価項目	評価基準	配点	評点
委託業務成績の平均点	82 点以上	4.00	(小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止) /4.00
	72 点以上 82 点未満 評点 = $4.00 \times (\text{平均点} - 72) / 10$	4.00 ~ 0.00	
	65 点以上 72 点未満 又は 実績なし	0.00	
	65 点未満	-2.00	

評価内容

新潟県発注委託業務における過去 5 年間の委託業務成績評定点 (発注業種) の平均点を評価する。

なお、新潟県発注委託業務とは、土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)発注の業務を対象とする。

運用事項

- ① 「過去 5 年間」とは、技術資料等の提出期限から 1 ヶ月を遡った日の前月から過去 5 ヶ年をいう。
 - ② 平均点は「小数点以下第 3 位切り捨て 2 位止」として評点を判定する。
 - ③ 平均点が 72 点以上 82 点未満の場合は、上記の評価基準における算定式より評点を求め、「小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止」とする。
 - ④ 平均点は対象となる委託業務成績の件数により、以下のとおり補正する。
 - (ア) 対象となる委託業務成績が 2 件以上の場合は補正しない。
 - (イ) 対象となる委託業務成績が 1 件の場合で評定点が 82 点※以上の場合は、82 点を加算し 2 で除して得た点を平均点として評価する。ただし、1 件のみの評定点が 82 点未満の場合は、その 1 件の評定点を平均点として評価する。
- ※82 点:対象期間5ヶ年(R2~R6 年度)の委託業務成績平均を補正基準としている。

その他 (留意事項等)

- ① 委託業務成績の平均点は発注者が算出するため、入札参加希望者等による技術資料の作成や確認資料の提出は不要である。

1 - 1' 企業の技術力（委託業務成績_最低点）			
評価項目	評価基準	配点	評点
委託業務成績の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	/0.00
	65点未満	-1.00	
<p>評価内容</p> <p>新潟県発注委託業務における過去3ヶ月の委託業務成績評定点（発注業種）の最低点を評価する。</p> <p>なお、新潟県発注委託業務とは、土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)発注の業務を対象とする。</p> <p>運用事項</p> <p>① 「過去3ヶ月」とは、技術資料等の提出期限から1ヶ月を遡った日の前月から過去3ヶ月をいう。</p> <p>その他（留意事項等）</p> <p>① 委託業務成績評定点の最低点は発注者が確認するため、入札参加希望者等による技術資料の作成や確認資料の提出は不要である。</p>			

2 - 1 配置予定技術者の技術力（技術者の能力（資格））					
評価項目	評価基準	配点			評点
		管理技術者	照査技術者	担当技術者	
技術者の能力(資格)	技術士（〇〇部門〇〇）	1.00	1.00	1.00	／3.00
	国土交通省登録技術者資格（施設分野〇〇-業務〇〇）、RCCM（〇〇）等	0.50	0.50	0.50	
	上記以外	0.00	0.00	0.00	
<p>評価内容</p> <p>配置予定技術者の保有する資格を評価する。</p> <p>運用事項</p> <p>① 評価対象資格は原則として技術士（〇〇部門〇〇）、国土交通省登録技術者資格（施設分野〇〇-業務〇〇）、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士は、部門（総合技術監理、建設等）及び科目を記載する。 ・国土交通省登録技術者資格は、「登録者資格登録簿」の施設分野、業務を記載する。 ・RCCMは、専門技術部門を記載する。 <p>※委託業務の内容により公告文で明示する資格要件に合わせて評価対象資格を設定する。</p> <p>そのほかに発注者が定める資格の一例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士（工学） ・コンクリート診断士 など <p>② 評価対象資格は、公告文で明示する。</p> <p>③ 評価する配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者とする。</p> <p>④ 担当技術者の評価は、担当技術者3名以上の時は上位2名の平均、担当技術者が2名の場合は上位1名で評価する。</p> <p>⑤ 資格は、技術資料等提出期限において保有している資格を対象とする。</p> <p>その他（留意事項等）</p> <p>① (委)第1号様式により評価する。</p> <p>② 確認資料（落札候補者のみ）は、保有する資格証等（資格の部門、選択科目等が分かるもの）の写しとする。</p> <p>③ その他の留意事項として、「配置予定技術者の評価について」を確認すること。</p>					

2 - 2 配置予定技術者の技術力（継続教育CPD）

評価項目	評価基準	配点			評点
		管理技術者	照査技術者	担当技術者	
継続教育（CPD）の取得状況	【推奨単位以上】 $1.0 \leq \alpha$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数,b=各団体推奨単位数	0.50	0.50	0.50	/1.50
	【推奨単位未満かつ5割以上】 $0.5 \leq \alpha < 1.0$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数,b=各団体推奨単位数	0.25	0.25	0.25	
	上記以外	0.00	0.00	0.00	

評価内容

前年度の継続教育（CPD）の取得単位数を評価する。

運用事項

- ① 評価する配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者とする。
- ② 「継続教育（CPD）」は「建設系CPD協議会」、「建築CPD情報提供制度（事務局；（公財）建築技術教育普及センター）」、「建築士会CPD制度」に加盟している団体及び公告で示す団体が証明した取得単位を評価の対象とする。参考に建設系CPD協議会加盟団体と推奨単位数を別表に示す。
- ③ 前年度取得単位を登録認定団体の年間推奨単位で除した値（上表の算定式で小数点以下第2位切捨て1位止とする）で評価する。
- ④ 担当技術者の評価は、担当技術者3名以上の時は上位2名の平均、担当技術者が2名の場合は上位1名で評価する。

その他（留意事項等）

- ① （委）第1号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、各団体が発行する学習履歴証明書の写しとする。
- ③ その他の留意事項として、「配置予定技術者の評価について」を確認すること。

【参考】 別表「建設系CPD協議会加盟団体と推奨単位数」

No	学協会名称	推奨獲得
		CPD単位（/年）
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50ポイント
2	(一財) 建設業振興基金	12認定時間
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50単位
4	(一社) 交通工学研究会	50単位
5	(公社) 地盤工学会	50単位
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20CPD時間
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50単位
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20ポイント
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット
10	(一社) 全日本建設技術協会	25単位
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD時間
12	(公社) 土木学会	50単位
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50単位
14	(公社) 日本技術士会	50CPD時間
15	(公社) 日本建築士会連合会	12認定時間
16	(公社) 日本造園学会	50単位
17	(公社) 日本都市計画学会	50単位
18	(公社) 農業農村工学会	50CPD

2 - 3 配置予定技術者の技術力（同種業務実績・地域精通度）

評価項目	評価基準	配点		評点
		管理技術者	担当技術者	
同種業務実績・地域精通度	過去3ヶ年度（当年度含む）に県内での同種業務の実績あり	1.00	0.50	／1.50
	過去5ヶ年度（当年度含む）に県内での同種業務の実績あり	0.50	0.25	
	上記以外	0.00	0.00	

評価内容

過去3ヶ年度、過去5ヶ年度（当年度含む）の県内での同種業務実績の有無を評価する。

運用事項

- ① 評価する配置予定技術者は、管理技術者及び担当技術者とする。
- ② 「過去3ヶ年度、過去5ヶ年度（当年度含む）」とは、技術資料等提出期限の前年度から過去3ヶ年度、過去5ヶ年度及び当年度の4月1日から技術資料等提出期限までをいう。
- ③ 県内での同種業務実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注業務で、請負金額が500万円以上の同種業務を対象とする。また、管理技術者又は担当技術者として従事し、技術資料提出期限までに完了した実績を対象とする。
- ④ 同種業務の内容は、公告文で明示する。
- ⑤ 担当技術者の評価は、担当技術者3名以上の時は上位2名の平均、担当技術者が2名の場合は上位1名で評価する。

その他（留意事項等）

- ① (委)第1号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、業務実績の内容が判断できる資料（テクリスの実績データ等）の写しとする。
- ③ その他の留意事項として、「配置予定技術者の評価について」を確認すること。

2 - 4 配置予定技術者の技術力（手持ち業務量）

評価項目	評価基準	配点		評点
		管理技術者	照査技術者	
手持ち業務量	0～3件	1.00	－	／1.00
	4～7件	0.50	－	
	上記以外	0.00	－	

評価内容

公告日（指名通知日）時点における管理技術者、担当技術者として従事している手持ち業務件数を評価する。

運用事項

- ① 評価する配置予定技術者は、管理技術者とする。
- ② 手持ち業務は、当初契約額 500 万円以上で、公告日（指名通知日）時点において管理技術者又は担当技術者として従事している業務件数を対象とする。
- ③ 公告日（指名通知日）時点において、従事している手持ち業務件数が 10 件を超えていないこと。

その他（留意事項等）

- ①（委）第 1 号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、業務実績の内容が判断できる資料（テクリスの従事中実績一覧等）の写しとする。
- ③ その他の留意事項として、「配置予定技術者の評価について」を確認すること。

3-1 地域貢献度・精通度（災害時の活動実績等）			
評価項目	評価基準	配点	評点
災害時の活動実績等	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	/1.00
	活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
	実績・締結なし	0.00	
<p>評価内容</p> <p>過去3ヶ年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無、および防災協定の締結の有無を評価する。</p> <p>運用事項</p> <p>① 災害時における活動実績は、設定する地域内における国、旧公団、県、市町村の指示書等による業務のほか、予め締結された防災協定等により緊急に対応した活動で、技術資料等提出期限までに完了した活動を対象とする。なお、活動実績は、防災協定の締結の有無を問わない。ただし、通常の維持管理の範疇であると認められるものは対象としない。</p> <p>ア 評価の対象とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性を要し指示書等で対応した活動 <ul style="list-style-type: none"> 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象により生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の点検、測量、調査など緊急に対応したもの <p>イ 評価の対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な災害貢献活動 ・ 災害採択後の測量、調査、設計等 <p>② 防災協定は、設定する地域内における国、旧公団、県、市町村との協定で、技術資料等提出期限に有効な協定を対象とする。なお、1社が単独で締結している防災協定を含む。また、新潟県と締結している防災協定は、県内全ての地域で有効とする。</p> <p>③ 災害時における活動実績の「過去3ヶ年度（当年度含む）」とは、技術資料等提出期限の前年度から過去3ヶ年及び当年度の4月1日から技術資料等提出期限までをいう。</p> <p>④ 対象地域の設定は、発注機関が指名審査会の運用で設定しているものを用いるものとする。（例：地域振興局（事務所）管内、旧土木事務所管内 等）</p> <p>⑤ 発注機関が本庁の場合、当該業務対象となる地域機関で設定している同一管内を用いるものとする。</p> <p>⑥ 対象地域は、公告文で明示する。</p> <p>その他（留意事項等）</p> <p>①（委）第1号様式により評価する。</p>			

② 確認資料（落札候補者のみ）は、活動実績を証明する業務等に係る契約書の写し又は防災協定書等の写しとする。

3 - 2 地域貢献度・精通度（実働拠点）

評価項目	評価基準	配点	評点
実働拠点	県内に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	/1.00
	県内に過去10年間継続した従たる営業所あり	0.50	
	上記以外	0.00	

評価内容

県内における営業所(実働拠点)の有無を評価する。

運用事項

- ① 「主たる営業所」とは「本店」のことをいう。
- ② 「従たる営業所」とは「本店以外の営業所」のことをいう。
- ③ 営業所は、入札参加資格者名簿に登録されているものを対象とする。

その他（留意事項等）

- ① (委)第1号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、営業実態が確認できる書類（登記簿や契約書等により当該営業所の所在地、日付等が分かるもの）の写しとする。

4 - 1 担い手育成・確保（若手技術者の配置）

評価項目	評価基準	配点	評点
若手技術者の配置	45 歳未満の者を管理技術者として配置あり	0.50	/0.50
	上記以外	0.00	

評価内容

当該業務への若手技術者（45 歳未満）の配置を評価する。

運用事項

- 評価対象とする配置予定技術者は、管理技術者とする。
- 評価対象は、技術資料等提出期限に 45 歳未満の者とする。

その他（留意事項等）

- ①（委）第 1 号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、年齢を証明する書類等の写しとする。
- ③ その他の留意事項として、「配置予定技術者の評価について」を確認すること。

4 - 2 担い手育成・確保（WLBの推進）

評価項目	評価基準	配点	評点
WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進	いずれか2つ以上の認定等あり	0.50	/0.50
	いずれか1つの認定等あり	0.25	
	上記以外	0.00	

評価内容

WLB（ワーク・ライフ・バランス）企業認定等の有無を評価する。

運用事項

- ① WLB企業認定等は以下の制度を対象とする。
 - ・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定
 - ・にいがた健康経営推進企業
 - ・えるぼし認定
 - ・くるみん認定
 - ・ユースエール認定
- ② WLB企業認定等は、技術資料等提出期限に有効な認定等を対象とする。

その他（留意事項等）

- ①（委）第1号様式により評価する。
- ② 確認資料（落札候補者のみ）は、認定等を証明する書類の写しとする。

5 - 1 技術資料（実施方針：実施方針確認型）			
評価項目	評価基準	配点	評点
実施方針	業務理解度、実施手順、工程表及びその他を評価 ・業務の実施方針（業務理解度）（4.0点） ・業務フロー（実施手順）（2.0点） ・工程計画（工程表）（2.0点） ・その他（業務の円滑な実施に関する提案）（4.0点）	12.00 ~ 0.00	3者評価の平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止め） /12.00
<p>評価内容</p> <p>業務の実施方針（業務理解度）、業務フロー（実施手順）、工程計画（工程表）、その他（業務の円滑な実施に関する提案）について簡潔に記載する。評価者はそれぞれの項目について妥当性を評価する。</p> <p>運用事項</p> <p>①「目的」とは、業務目的のことである。</p> <p>②「条件」とは、現地の状況（地理、地形、気象等）や業務の制約となる条件、あるいはそれらが業務に与える影響のことである。</p> <p>③「内容」とは、「目的」や「条件」を踏まえ、どのような成果を目指すのかを指している。</p> <p>④「業務理解度」は、目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p> <p>⑤「実施手順」は、業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>⑥「工程表」は、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>⑦「その他」は、現地実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。</p> <p>⑧記載内容の「簡潔さ」、「わかりやすさ」についても評価する。</p> <p>⑨評価する内容は、設計図書（図面、仕様書（特記仕様書、標準仕様書、業務説明書）、設計書（工事数量総括表）、質問回答書等）で示す業務範囲及び受注者の任意による提案を評価するものとする。</p> <p>⑩3者で評価し、評価項目毎に平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止）を算出し、評点とする。</p> <p>⑪要領で規定する技術資料（業務実施方針）の「不適正」とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載のない項目がある。 ・評価項目とかけ離れている内容である。 ・その他明らかに適正ではない。 <p>⑫技術資料の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によるものは、ペナルティーの対象とし、試行要領の運用基準第13(2)の算定式により業務成績評定点の減点を行う。</p>			

⑬技術資料の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によらないものは、ペナルティの対象とならない。履行できないことが分かった時点で、受注者は打合せ簿等により協議するものとする。

その他（留意事項等）

- ①（委）第2号様式により評価する。
- ② 4つの評価項目（業務の実施方針、業務フロー、工程計画、その他）について、それぞれの評価項目において特記仕様書の内容を超えるような提案の記載がある場合は、その項目の評価をC評価(0点)とする。
（例）：「業務の実施方針」の評価項目で特記仕様書の内容を超える提案の記載があった場合、「業務の実施方針」はC評価とする。それ以外の「業務フロー」、「工程計画」、「その他」は内容に応じた評価を行う。

6-1 技術提案（実施方針：技術評価型）

評価項目	評価基準	配点	評点
実施方針	業務理解度、実施手順、工程表及びその他を評価 ・業務の実施方針（業務理解度）（3.0点） ・業務フロー（実施手順）（1.5点） ・工程計画（工程表）（1.5点） ・その他（業務の円滑な実施に関する提案）（3.0点）	9.00 ~ 0.00	3者評価の平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止め） /9.00

評価内容

業務の実施方針（業務理解度）、業務フロー（実施手順）、工程計画（工程表）、その他（業務の円滑な実施に関する提案）について簡潔に記載する。評価者はそれぞれの項目について妥当性を評価する。

運用事項

- ①「目的」とは、業務目的のことである。
- ②「条件」とは、現地の状況（地理、地形、気象等）や業務の制約となる条件、あるいはそれらが業務に与える影響のことである。
- ③「内容」とは、「目的」や「条件」を踏まえ、どのような成果を目指すのかを指している。
- ④「業務理解度」は、目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
- ⑤「実施手順」は、業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
- ⑥「工程表」は、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
- ⑦「その他」は、現地実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。
- ⑧記載内容の「簡潔さ」、「わかりやすさ」についても評価する。
- ⑨評価する内容は、設計図書（図面、仕様書（特記仕様書、標準仕様書、業務説明書）、設計書（工事数量総括表）、質問回答書等）で示す業務範囲及び受注者の任意による提案を評価するものとする。
- ⑩3者で評価し、評価項目毎に平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止）を算出し、評点とする。
- ⑪要領で規定する技術提案（業務実施方針）の「不適正」とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。
 - ・記載のない項目がある。
 - ・評価項目とかけ離れている内容である。
 - ・その他明らかに適正ではない。
- ⑫技術提案の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によるものは、ペナルティーの対象とし、試行要領の運用基準第13(2)の算定式により業務成績評定点の減点を行う。
- ⑬技術提案の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によらないものは、ペナルティ

一の対象とならない。履行できないことが分かった時点で、受注者は打合せ簿等により協議するものとする。

その他（留意事項等）

- ①（委）第3号様式により評価する。
- ② 4つの評価項目（業務の実施方針、業務フロー、工程計画、その他）について、それぞれの評価項目において特記仕様書の内容を超えるような提案の記載がある場合は、その項目の評価をC評価(0点)とする。
（例）：「業務の実施方針」の評価項目で特記仕様書の内容を超える提案の記載があった場合、「業務の実施方針」はC評価とする。それ以外の「業務フロー」、「工程計画」、「その他」は内容に応じた評価を行う。

6-2 技術提案（評価テーマについての技術提案：技術評価型）			
評価項目	評価基準	配点	評点
技術提案	的確性（与条件との整合性、キーワードの網羅）、実現性（説得力、提案内容の裏付け）を評価	20.00 ～ 0.00	3者評価の平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止め） ／20.00
<p>評価内容</p> <p>評価テーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性、キーワードの網羅）及び実現性（説得力、提案内容の裏付け）を評価する。</p> <p>運用事項</p> <p>① 評価テーマは最大2項目（標準は1項目）を設定する。 （設定例：総合的なコストの縮減、成果物の品質・精度、維持管理に関する技術的所見、環境配慮に関する技術的所見、施工への配慮・工夫、安全対策への配慮・工夫など）</p> <p>② 技術提案は、評価テーマに対する着眼点、問題点、解決方法等について提案するものとする。評価テーマ1つにつき、提案は1つとする。</p> <p>③ 「的確性」は、以下の観点を参考に評価する。 （ア）与条件（地形、環境、地域特性など）との整合性が高い場合に優位に評価する。 （イ）必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法など）が網羅されている場合に優位に評価する。</p> <p>④ 「実現性」は、以下の観点を参考に評価する。 （ア）提案内容が理論的に裏付けられていて、説得力がある場合に優位に評価する。 （イ）提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</p> <p>⑤ 記載内容の「簡潔さ」、「わかりやすさ」についても評価する。</p> <p>⑥ 評価する内容は、設計図書（図面、仕様書（特記仕様書、標準仕様書、業務説明書）、設計書（工事数量総括表）、質問回答書 等）で示す業務範囲及び受注者の任意による提案を評価するものとする。</p> <p>⑦ 3者で評価し、評価項目毎に平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止）を算出し、評点とする。</p> <p>⑧ 要領で規定する技術提案の「不適正」とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。 ・記載のない項目がある。 ・評価項目とかけ離れている内容である。 ・その他明らかに適正ではない。</p>			

- ⑨ 技術提案の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によるものは、ペナルティーの対象とし、試行要領の運用基準第 13(2)の算定式により業務成績評定点の減点を行う。
- ⑩ 技術提案の内容が履行できなかった場合で、受注者の責によらないものは、ペナルティーの対象とならない。履行できないことが分かった時点で、受注者は打合せ簿等により協議するものとする。

その他（留意事項等）

- ① (委)第 4 号様式により評価する。

《補足事項1》配置予定技術者の評価について

運用事項

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下、配置予定技術者という。）は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有する者を評価の対象とする。
- ② 複数の候補者を管理技術者又は照査技術者として申請する場合は、最も低い評価（これに係る評点の和が最低）となる者を評価の対象とする。
- ③ 複数の候補者を管理技術者又は照査技術者として申請する場合は、それぞれ3名までを予定できるものとする。
- ④ 担当技術者は最大で8名まで申請できるものとする。ただし、(委)第1号様式に記入した全ての担当技術者を配置できない場合は、評価項目の担保（ペナルティー）として、業務成績評点の減点に該当するため留意すること。
- ⑤ 担当技術者の評価は、3名以上の時は上位2名の平均、2名の場合は上位1名で評価する。
- ⑥ ⑤の評価における担当技術者の「上位1名、2名」とは、配置予定技術者の能力(資格)、継続教育(CPD)の取得状況、配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度の評点の和が上位である者とする。

その他（留意事項等）

- ① 複数の候補者を管理技術者又は照査技術者として申請する場合の確認書類（落札候補者のみ）は、全ての候補者に係る資料を提出する。
- ② 担当技術者を複数名申請する場合の確認書類（落札候補者のみ）は、全ての候補者に係る資料を提出する。
- ③ 配置予定技術者の雇用関係に係る確認書類（落札候補者のみ）は、3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しとする。
- ④ 配置予定技術者の履行期間途中で交代は、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、真にやむを得ない事由による場合を除き原則認めない。
- ⑤ 真にやむを得ない事由とは、配置予定技術者の死亡、傷病、退職等である。そのほか受注者の責によらない事由によるものも含む。（発注者の都合で大幅に履行期間が延長された等）
- ⑥ 真にやむを得ない事由により途中交代する際は、配置予定技術者と同等以上の技術者を配置するものとする。（当該業務の技術資料提出期限における変更後の技術者の能力で判断する。）
- ⑦ 「若手技術者の配置」を加点された企業において、真にやむを得ない事由により若手技術者（45歳未満）が途中交代となる際に、配置予定技術者の評価と同等以上の若手技術者（45歳未満）を配置する場合はペナルティーを課さない。（当該業務の技術資料提出期限における変更後の技術者の能力及び年齢で判断する。）
- ⑧ 産前産後休業・育児休業又は介護休業を事由とした技術者変更の場合は、変更後の技

術者の評価に関わらずペナルティーを課さない。

- ⑨ 「手持ち業務量」について、本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が 10 件を超えないこととする（10 件を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する）。もし、10 件を超えた場合には、遅滞なくその旨を発注者に報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を同等以上の能力を有する技術者に交代させる等の措置を請求する場合があるほか、別途定める算定方法により、工事成績評定の減点を行うものとする。また、業務の履行を継続する場合であっても、同様の減点を行う。

《補足事項 2》 評価値確定手続きの意向確認

運用事項

- ① 低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札者（以下、「低入札の者」という。）があった場合は、事後確認書類の提出を求める前に、低入札の者すべてに対し総合評価による評価値の確定手続きについて意向を確認する。（(委)第 13 号様式「意向確認通知書」による。）
- ② 手続きの継続を希望しない者は落札者とししない。
- ③ 低入札の者が意向確認により手続きの継続を希望する場合は、通知日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）に意向確認回答書を提出するものとする。

その他（留意事項等）

- ① 低入札の者で、手続きの継続を希望する者の評価値が最も高く、評価値確定後に落札候補者となった場合は、低入札価格調査を実施する。

4-3 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

技術資料提出期限が令和8年7月20日の場合

	平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 技術資料等	提出期限 (令和8年7月20日)
工事成績の平均点 (企業)		■		■	■	■	■	技術資料等の提出期限から1か月 遡った日の前月から過去5か年
工事成績の最低点 (企業)				(令和3年6月1日から令和8年5月31日)		■	■	技術資料等の提出期限から1か月 遡った日の前月から過去3か月
継続教育 (CPD) の取組状況				(令和3年3月1日から令和8年5月31日)	■	■	■	技術資料等の提出期限の前年度の 取得単位数
同種工事実績 (技術者)		■		■	■	■	■	技術資料等の提出期限の前年度か ら過去3か年度、過去5か年度及び 当該年度の4月1日から技術資料等 の提出期限まで
手持ち業務量 (技術者)				(令和3年4月1日から令和8年7月20日)			○	公告日 (指名通知日) 時点の手持 ち業務件数 なお、公告日 (指名通知日) 時点 で10件を超えていないこと
災害時の活動実績等				(公告日 (指名通知日) 時点)			■	技術資料等の提出期限の前年度か ら過去3か年度及び今年度の4月1日 から技術資料等提出期限までに完 了した実績
実働拠点	平成28年	■		■	■	■	■	技術資料等の提出期限から過去3年 間継続、過去10年間継続
担い手育成・確保 (若手技術者 の配置・WLBの推進)				(令和5年7月21日からの継続)		■	○	技術資料等の提出期限日におい て、45歳未満のもの、対象制度の 認定等

4-4 委託業務における総合評価方式の申請、評価様式一覧

総合評価落札方式で使用する資料様式は、以下の(委)第1号様式から(委)第13号様式とする。

様式番号	様式名称	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型	備考
(委)第1号様式	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書	○	○	○	評価対象資料
(委)第2号様式	実施方針確認書【実施方針確認型】	—	○	—	評価対象資料
(委)第3号様式	実施方針確認書【技術評価型】	—	—	○	評価対象資料
(委)第4号様式	評価テーマに対する技術提案書	—	—	○	評価対象資料
(委)第5号様式	総合評価落札方式(委託)に関する評価調査	○	○	○	評価等の記録様式、公表様式
(委)第6号様式	技術資料評価表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第7号様式	技術資料(実施方針)審査集計表 技術提案評価集計表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第8号様式	技術資料(実施方針)審査表 技術提案評価表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第9号様式	総合評価落札方式試行概要書	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第10号様式	履行確認票	○	○	○	監督員による施工時の履行確認
(委)第11号様式	非落札者説明請求書	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
(委)第12号様式	非落札者説明請求に対する回答書	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
(委)第13号様式	意向確認通知書 意向確認回答書	△	△	△	低入札時の確認様式

【型式ごとの標記について】

「○」使用する様式

「—」使用しない様式

「△」該当する場合に使用する様式

上記の資料様式のうち、入札参加者希望者に関する書類は、以下の様式が該当する。

様式番号	様式名称
(委)第1号様式	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書
(委)第2号様式	実施方針確認書【実施方針確認型】
(委)第3号様式	実施方針確認書【技術評価型】
(委)第4号様式	評価テーマに対する技術提案書
(委)第11号様式	非落札者説明請求書
(委)第13号様式	意向確認通知書 意向確認回答書

5 落札者の決定

5-1 落札候補者の決定

入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、4-1の算出方法によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、評価の確認資料提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。なお、低入札の場合における意向調査において、手続きの継続を希望しない者は落札者（落札候補者）としない。

5-2 落札者の決定

総合評価落札方式に関する評価結果については、審査会の審議を経て評価値を確定し、落札者を決定する。ただし、低入札調査基準価格以下の額で入札した者が落札候補者となった場合は、評価値を確定後、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。

6-1 総合評価落札方式の運用手順

(1) 総合評価落札方式の業務フロー



(2) 総合評価落札方式の業務選定、評価項目及び評価基準の決定

総合評価落札方式による業務は、「選定一覧」の斜め象限図における領域①は原則プロポーザル方式又は総合評価落札方式により実施し、領域②は主務課長等が認める業務を総合評価落札方式として選定する。これらの業務は審査会を設けて選定し、その際、当該業務の評価項目及び評価基準についても併せて審議する。

○公告又は指名通知の前に以下の資料を準備する。

- (委)第9号様式 … 総合評価落札方式(委託)試行概要書
業務概要、評価基準(設定理由)、評価ポイント(キーワード)等を記入する。評価項目及び評価基準の設定について、透明性を確保するための様式。全ての欄を記入する。
- (委)第6号様式 … 技術資料評価表
入札参加者希望者から提出された技術資料((委)第1号様式)の内容を取りまとめるために利用する。業務名等、評価者、評価項目及び評価基準(様式上段)を記入する。
- (委)第5号様式 … 総合評価落札方式(委託)に関する評価調書
総合評価落札方式の評価結果を一枚にまとめた調書。業務箇所、業務概要、評価項目及び評価基準を記入する。
- その他 … ① 総合評価落札方式説明書 ※通常型指名競争入札の場合
② 公告文 ※一般競争入札(制限付きを含む)の場合
③ 別表1～4 評価項目及び評価基準

④ 技術資料等作成要領

⑤ 入札スケジュール ※必要に応じて（任意様式でも可）

(3) 実施方針について（実施方針確認型・技術評価型）

実施方針は、入札参加者が業務内容をどの程度理解し、確実な業務実施をすることができるかを確認するものである。そのため入札参加者は、特記仕様書及び現場特性を踏まえ、「実施方針」、「業務フロー」、「工程表」、「その他（業務の円滑な実施に関する提案）」を記述する。

① 評価の考え方

各評価項目の評価は、以下の評価の考え方により評価点を付与する。

評価項目		配点		評価の考え方	評価点		
		実施方針確認型	技術評価型		実施方針確認型	技術評価型	
業務の実施方針 （業務理解度）		4.0点	3.0点	A	目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に表現されている	4.0点	3.0点
				B	AとCの中位	2.0点	1.5点
				C	目的、条件、内容の理解度が特に低く簡潔さに欠ける	0点	0点
業務フロー （実施手順）		2.0点	1.5点	A	業務実施手順が妥当である	2.0点	1.5点
				B	AとCの中位	1.0点	1.0点
				C	業務実施の順に矛盾がある	0点	0点
工程計画 （工程表）		2.0点	1.5点	A	工程計画は業務量の把握が的確に行われている	2.0点	1.5点
				B	AとCの中位	1.0点	1.0点
				C	工程計画は業務量の把握が不十分である	0点	0点
その他 （業務の円滑な実施に関する提案）		4.0点	3.0点	A	地域の実情・現場状況を把握し、業務に必要な検討事項の提案がある	4.0点	3.0点
				B	AとCの中位	2.0点	1.5点
				C	地域の実情・現場状況の把握、業務に必要な検討事項の提案が不十分である	0点	0点

② 「実施方針（（委）第2号様式、（委）第3号様式）」について

- ・ 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記述することとし、図表等も含めA4版1枚におさめること。
- ・ 4つの評価項目（業務の実施方針、業務フロー、工程計画、その他）について、特記仕様書の内容を超えるような提案の記述がある場合は、その項目の評価をC評価(0点)とする。

(例)

「業務の実施方針」の評価項目で特記仕様書の内容を超える提案の記述があった場合、「業務の実施方針」はC評価とする。それ以外の「業務フロー」、「工程計画」、「その他」は内容に応じた評価を行う。

- ・ 文字の大きさは10ポイント以上とする。
- ・ 余白は規定値（上下10mm、左右25mm）を変更してはいけない。それ以外の行数の変更等は可能とする。
- ・ 図表は読み取れる程度に縮小可能とする。なお、表作成ソフトにより作成した業務フローチャート、工程計画を張り付けても良い。

③ 実施方針の不適正について

- ・ 試行要領第8で規定する「技術資料(実施方針)及び技術提案の不適正」とは、以下のいずれかが認められた場合のことをいう。また不適正と認められた場合は、入札を無効とする。

(ア) 記載のない項目がある。

(イ) 評価項目とかけ離れている内容である。

(ウ) その他明らかに適性ではない。

(4) 技術提案について (技術評価型)

① 評価の考え方

各評価項目の評価は、以下の評価の考え方により評価点を付与する。

評価項目	配点	評価の考え方			評価点
的確性	10.00点	的確性① (与条件との整合性)	A	地形、環境、地域特性などの与条件に整合する	5.00点
			B	地形、環境、地域特性などの与条件に概ね整合する	3.75点
			C	中位	2.50点
			D	地形、環境、地域特性などの与条件が不足している、または整合性に欠ける	1.25点
			E	地形、環境、地域特性などの与条件が反映されていない、または整合性がない	0点
		的確性② (キーワードの網羅)	A	必要なキーワードが網羅されている	5.00点
			B	必要なキーワードがある程度網羅されている	3.75点
			C	中位	2.50点
			D	必要なキーワードが不足している	1.25点
			E	必要なキーワードが全く示されていない	0点
的確性①+的確性②=最大 10.00点					
実現性	10.00点	実現性① (説得力)	A	提案の内容が理論的に裏付けられていて、説得力がある	5.00点
			B	提案の内容が論理的に裏付けられていて、ある程度説得力がある。又は提案内容がある程度理論的に裏付けられていて、説得力がある。	3.75点
			C	中位	2.50点
			D	提案の内容に論理的裏付けが乏しく説得力が不足している	1.25点
			E	提案の内容に根拠がなく説得力がない	0点
		実現性② (提案内容の裏付け)	A	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている	5.00点
			B	提案内容を裏付ける根拠がある程度示されている	3.75点
			C	中位	2.50点
			D	提案内容の裏付けが不足している	1.25点
			E	提案内容の裏付けが明らかでない	0点
実現性①+実現性②=最大 10.00点					
合計		的確性+実現性=最大 20.00点			

② 評価テーマの設定について

技術提案は、発注者が設定した評価テーマ（標準は1項目）に対する着眼点、問題点、解決方法等について提案を記述する。評価テーマ1つにつき、提案は1つとする。

【評価テーマの例】

- ○○設計に当たっての設計成果品質向上のための留意点について
- ○○設計のミス防止の留意点と対策について
- 業務を効率的に進めるための工程管理を行う上で最も重要な課題と対応について
- 業務の効率的な照査を行う上で最も重要な課題と対応について
- 多工種にわたる詳細設計を進める上での留意点について
- 設計成果を工事に反映させるために配慮すべき事項について
- ○○設計を進める上で地域特性を踏まえた留意事項について
- 関係機関との協議を円滑に進めるための工夫について
- 軟弱地盤上の構造物設計における留意点について
- 流域全体の現地状況の把握における留意点について
- 流出計算モデルの構築における留意点について

③ 「技術提案（（委）第4号様式）」について

- ・ 評価テーマの技術提案作成にあたっては、曖昧な表現を避け、実施することを明確に記載する。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- ・ 特記仕様書の内容を超えるような提案があっても評価しない。
- ・ 文字の大きさは10ポイント以上とし、図表等も含めA4版1枚で記載すること。
- ・ 様式の枠線については、変更してはいけない。枠を超える記載については、その部分の記載内容については、評価しない。
- ・ 表作成ソフト等で作成した図表は読み取れる程度に縮小したものを張り付けて良い。

④ 技術提案の不適正について

- ・ 試行要領第8で規定する「技術提案の不適正」とは、以下のいずれかが認められた場合のことをいう。また不適正と認められた場合は、入札を無効とする。
 - (ア) 記載のない項目がある。
 - (イ) 発注者が示す評価テーマの記載を変更する。
 - (ウ) 評価項目とかけ離れている内容である。
 - (エ) 様式の行間隔や罫線枠を変更する。
 - (オ) その他明らかに適性ではない。

(5) アドバイザー意見照会（学識経験者の意見照会）

地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4に、地方公共団体において総合評価落札方式を行う場合は、以下の2つの時点において、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている。

【意見照会①】落札者決定基準を定めようとするとき（評価項目等の設定時）

【意見照会②】落札者を決定しようとするとき（技術資料及び技術提案の評価時）

※「意見照会②」は、アドバイザーから「必要がある」と意見が述べられた場合に実施

委託業務の総合評価落札方式については、全案件について意見照会を行う。

（6）技術資料及び技術提案の評価

① 評価する資料

	資料	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型
技術資料	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書（(委)第1号様式）	○	○	○
	実施方針確認書（(委)第2号様式）		○	
技術提案	実施方針確認書（(委)第3号様式） 評価テーマに対する技術提案書（(委)第4号様式）			○

② 評価者

- ・ 「実施方針確認書」（(委)第2号様式）の審査者、「実施方針確認書」（(委)第3号様式）及び「評価テーマに対する技術提案書」（(委)第4号様式）の評価者は、本庁各課(主務課)においては、課長、課長補佐、担当係長及び課長が定める者の中から3者とし、地域機関においては、部(所)長、副部(次)長、担当課長及び部(所)長が定める者の中から3者とする。
- ・ 「総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書」（(委)第1号様式）の審査者は、上記の評価者3者のうちいずれか1者とする。
- ・ 評価点（加算点）の算出は、上記の評価者3者のうちいずれか1者が「総合評価落札方式(委託)に関する評価調書」（(委)第5号様式）に集計して行う。

③ 評価方法

- ・ 評価は、各所属の建設業担当者が企業名を伏せた後に行う。
- ・ 開札前の評点で、入札参加者の自己申告の評点と記載された内容に差違がある場合は、自己申告の評点を採用する。
- ・ 開札前の評点及び評点の確認方法は以下の区分とする。

	開札前の評点	評点の確認方法
【企業の技術力】		
委託業務成績	【評価者】による評点	-
【配置予定技術者の能力】		
技術者の能力(資格)	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
継続教育(CPD)の取組状況	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
手持ち業務量	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
【地域貢献度・精通度】		
災害時の活動実績等	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
実働拠点	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
【担い手育成・確保】		
若手技術者の配置	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	入札参加者の自己申告の評点	確認資料の審査(落札候補者のみ)
【技術資料】		
実施方針	【評価者】による評点	-
【技術提案】		
実施方針及び技術提案	【評価者】による評点	-

④ 確認資料の審査

- ・ 開札後、落札候補者となったものに対し、落札候補者が申告した評点の内容を証明する確認資料の提出を求め、企業の業務成績のシステムでの確認を含め、申告した評点が正しいか審査を行う。
- ・ 確認の結果、評価が変更となり次点の者が落札候補者となる場合は、その者に対し確認資料の提出を求め、同様の審査を行う。(以降、同様の審査を繰り返す)
- ・ 各評価項目に関する確認資料は、以下、「評価項目の確認資料一覧」を参考にすること。(評点の内容が証明できれば、確認資料は任意の様式で構わない。)

【評価項目の確認資料一覧】

項目	確認資料	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型
【企業の技術力】				
委託業務成績	(評価者による確認)	●	●	●
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	資格者証、合格証明書の写し 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可) ※ ※「直接かつ恒常的な雇用関係」の確認資料	●	●	●
継続教育(CPD)の取組状況	学習履歴証明書の写し	●	●	●
配置予定技術者の同種業務実績・地域精通度	業務成績評定通知書、業務実績情報システム(テクリス)の実績データ等の写し	●	●	●
手持ち業務量	業務実績情報システム(テクリス)の従事者実績一覧等の写し	●	●	●
【地域貢献度・精通度】				
災害時における活動実績等	指示書(契約書)、防災協定等の写し	●	●	●
実働拠点	参加資格者名簿、法人登記等の写し	●	●	●
【担い手育成・確保】				
若手技術者の配置	生年月日が確認できる資料の写し	●	●	●
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	登録証、認定証等の写し	●	●	●

(7) 低入札価格調査

低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札した者が落札候補者となった場合は、評価値を確定後、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。低入札価格調査は、「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業) 調査・測量・設計業務低入札価格調査取扱試行要領」に基づく。

(8) 評価結果の報告

- ・ 落札者決定後速やかに、総合評価担当者に以下のファイルをメールで提出する。
 - ① (委)第5号様式・(委)第6号様式 (Excel ファイル)
 - ② (委)第7号様式・(委)第8号様式 (Excel ファイル) ※技術者実績確認型は不要
 - ③ (委)第9号様式 (Excel ファイル)
- ・ 提出の際はファイルにパスワードを設定する。(機密性レベル2に該当) ファイルの提出先は以下のとおり。

【土木部、交通政策局、農林水産部(漁港事業)の業務】 →技術管理課 技術管理班

(9) 評価結果の公表、問合せ

① 評価結果の公表

- ・ 落札者決定後速やかに、発注機関のホームページに第5号様式を公表する。
※本庁契約は、技術管理課のホームページ
- ・ 入札辞退(入札に参加しなかった場合)又は無効の場合は加算点を公表しない。
- ・ アドバイザー意見照会の欄(アドバイザー名、日付等)は公表しない。
- ・ 総合評価落札方式の結果は、2ヶ年度分(当年度・前年度)を公表する。

② 評価結果等に関する問合せ・情報公開

- ・ 民間の提案自体が提案者の知的財産であり、公にすることにより当該法人の利益等を害するおそれがあるためこれを示さない。
※非公開理由：新潟県情報公開条例 第7条第3号 法人等に関する情報
- ・ 改善すべき点等を知ることが公共工事の品質確保につながることから、提案企業自らの提案に限り「評価したもの」と「評価されないもの」を口頭にて説明を受けることができる。

(10) 業務着手前の作業

① 評価者(主に担当課長)から監督員への伝達

- ・ 評価者は受注者の評価内容(技術資料及び技術提案)について、監督員へ以下の資料を手渡して伝達する。
 - ① 技術資料及び技術提案(型式に応じて第1号様式～第4号様式)
 - ② 履行確認票((委)第10号様式) ※必要事項を転記してExcelファイルを渡す
- ・ 技術資料及び技術提案に「実施してはならない提案」がある場合は、その旨を

監督員に伝える。

- 「技術提案書」((委)第 4 号様式)で実施してはならないと判断したもの
- ・ 監督員は技術資料及び技術提案（型式に応じて(委)第 1 号様式～(委)第 4 号様式）を設計書につづる。

② 監督員から受注者への伝達

- ・ 「実施してはならない提案」がある場合、監督員は受注者に対し、その旨を業務打合簿で指示する。

(11) 履行確認

総合評価落札方式は、技術提案等が履行されることを前提として落札者を決定するため、技術提案等は契約事項である。このため、提案どおりに業務が履行されたかを確認する必要がある。なお、評価（加点）しなかった提案も、契約事項として履行義務が生じる。（「実施してはならない」と判断したものは除く）。

① 評価項目の履行確認手法

- ・ 配置予定技術者の評価項目の履行確認は、評価者及び監督員が業務着手届、業務計画書、資格を証明する書類の写し、同種業務に係る契約等の写し、継続教育（CPD）単位取得証明書に写しによる確認及び監督業務の中で確認を行う。
- ・ 技術資料（実施方針）及び技術提案のとおり業務が履行されたかどうかは、監督員が業務履行確認票（(委)第 10 号様式）などと照らし合わせ、業務計画書及び日々の監督業務等の中で確認を行う。

7 評価内容の担保（ペナルティー）

総合評価落札方式は、技術提案等が履行されることを前提として落札者を決定するため、技術提案等は契約事項である。（契約後、増額の設計変更協議対象にはならない）

このため、提案どおりに業務が履行されない場合、工事成績評定点の減点及び違約金の請求をする。各評価項目に対する減点等は以下による。

7-1 工事成績評定点の減点

新潟県土木部委託業務成績評定要領の考査基準「事故等による減点」のうち「文書注意」相当として、以下の i、ii の各項目 5 点減点とする。また、iii、iv においては、計算式に基づく減点とする。

i. 〔配置予定技術者〕

配置予定技術者（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）が配置でできなかった場合、5 点の業務成績評定点の減点を行う。ただし、以下の場合においては、減点を行わない。

- ・ 真にやむを得ない事由により途中交代する際に、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置する場合。
- ・ 「若手技術者の配置」を加点された企業において、真にやむを得ない事由により若手技術者（45 歳未満）が途中交代する際に、配置予定技術者の評価と同等以上の若手技術者（45 歳未満）を配置する場合。
- ・ 産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中交代する場合。なお、この場合は交代する技術者の評価に関わらず減点を行わない。

ii. 〔手持ち業務量〕

本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が 10 件を超えないものとする（10 件を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する）。もし、手持ち業務量が 10 件を超えた場合には、遅延なくその旨を発注者に報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を同等以上の能力を有する技術者に交代させる等の措置を請求する場合があるほか、5 点の業務成績評定点の減点を行う。

また、業務の履行を継続する場合であっても、同様の減点を行う。

iii. 〔業務実施方針〕

記載された内容が受注者の責により履行できない場合は、これに係る評点を 0 点として評点の再計算を行い、落札時の評点との差に応じた減点を行う。

【計算式】

$$\text{〔減点値〕} = \{5 \text{ 点}\} \times (a - \beta) / a \quad \text{※小数点以下第 1 位四捨五入整数止}$$

a : 技術資料(業務実施方針)の当初の評点 (点)

β : 技術資料(業務実施方針)の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

iv. [技術提案]

技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、契約書に基づいた修補を請求し、修補が困難あるいは合理的ではない場合は、技術提案の達成度合いに応じた評点の再計算を行い、技術提案の不履行として落札時の評点との差に応じた減点を行う。

【計算式】

$$〔減点値〕 = 〔5点〕 \times (a - \beta) / a \quad ※小数点以下第1位四捨五入整数止$$

a : 技術提案の当初の評点 (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

7-2 違約金の請求 (技術提案(技術評価型))

技術提案が受注者の責により履行できなかった場合、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求する。算出の考え方は以下の方法による。

違約金の算出の考え方

技術提案の不履行による違約金を以下により計算する。

(設定例)

当初技術評価点の加点 34点

提案項目の不履行として技術提案の達成度合いに応じた加算点 27点

となる場合、技術点の減点に相当する金額差を違約金として算定。

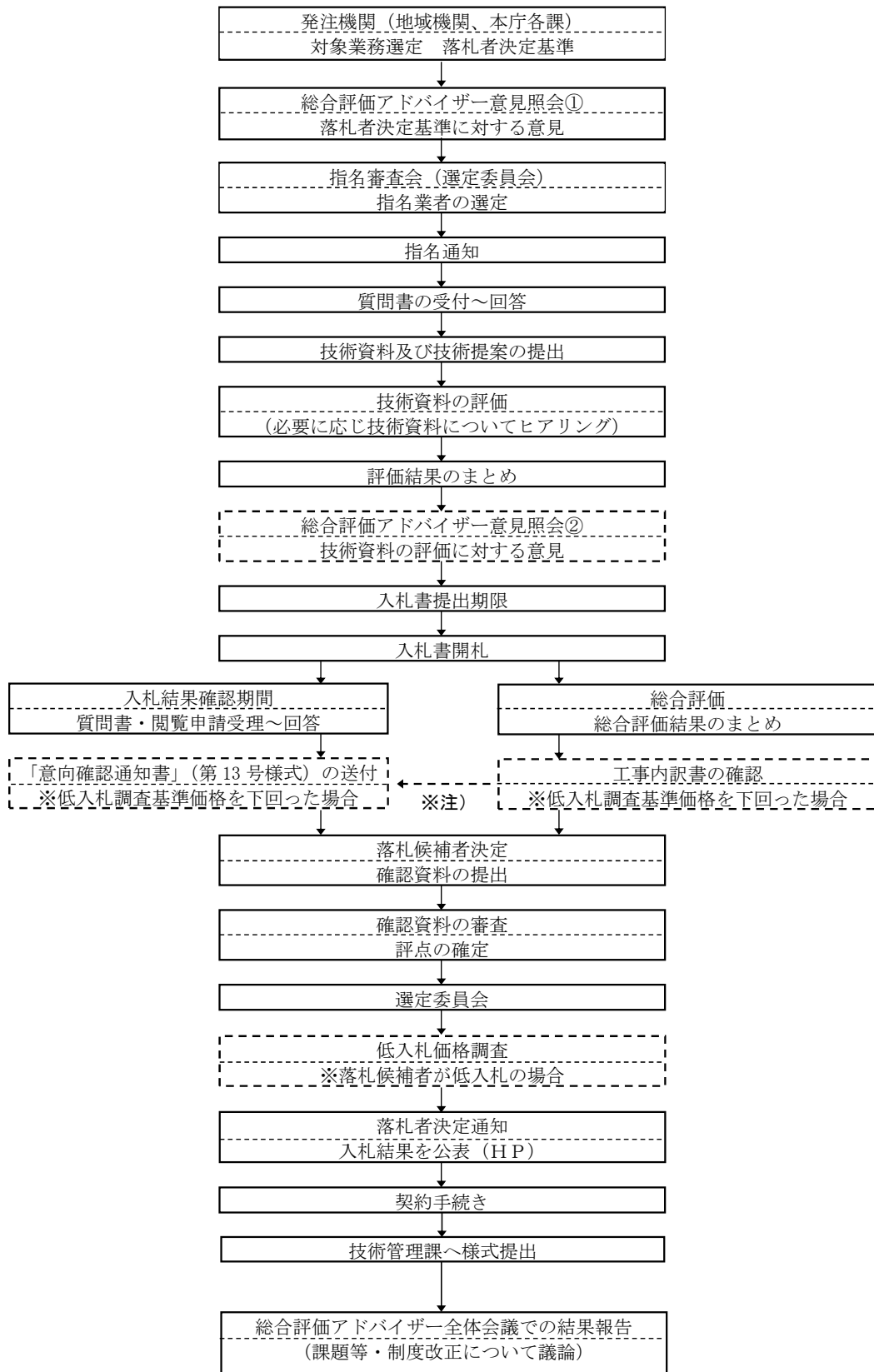
① 当初の技術評価点 (α)	40.476
② 予定価格 (a)	30,000,000
③ 調査基準価格 (b)	27,300,000
④ 入札・契約金額 (C)	28,700,000
⑤ 当初の価格評価点 (γ) $\gamma = 50 \times (1 - 1/2 \times (C - b) / (a - b))$	37.037
⑥ 当初の評価値 (α + γ)	77.513
⑦ 再計算後の技術評価点 (β)	32.143
⑧ 違約金算出のベースとなる価格評価点 (X) $X = \alpha + \gamma - \beta$	45.370
⑨ 委託金算出のベースとなる価格評価点 (X) に対応する金額 (C') $C' = 2 \times a - b - X / 2 \times (a - b)$	27,800,036
⑩ 違約金 (C - C')	899,964

技術提案の不履行による違約金は899,964円

8 手続きフロー図

8-1 技術者実績確認型・実施方針確認型（指名競争入札）

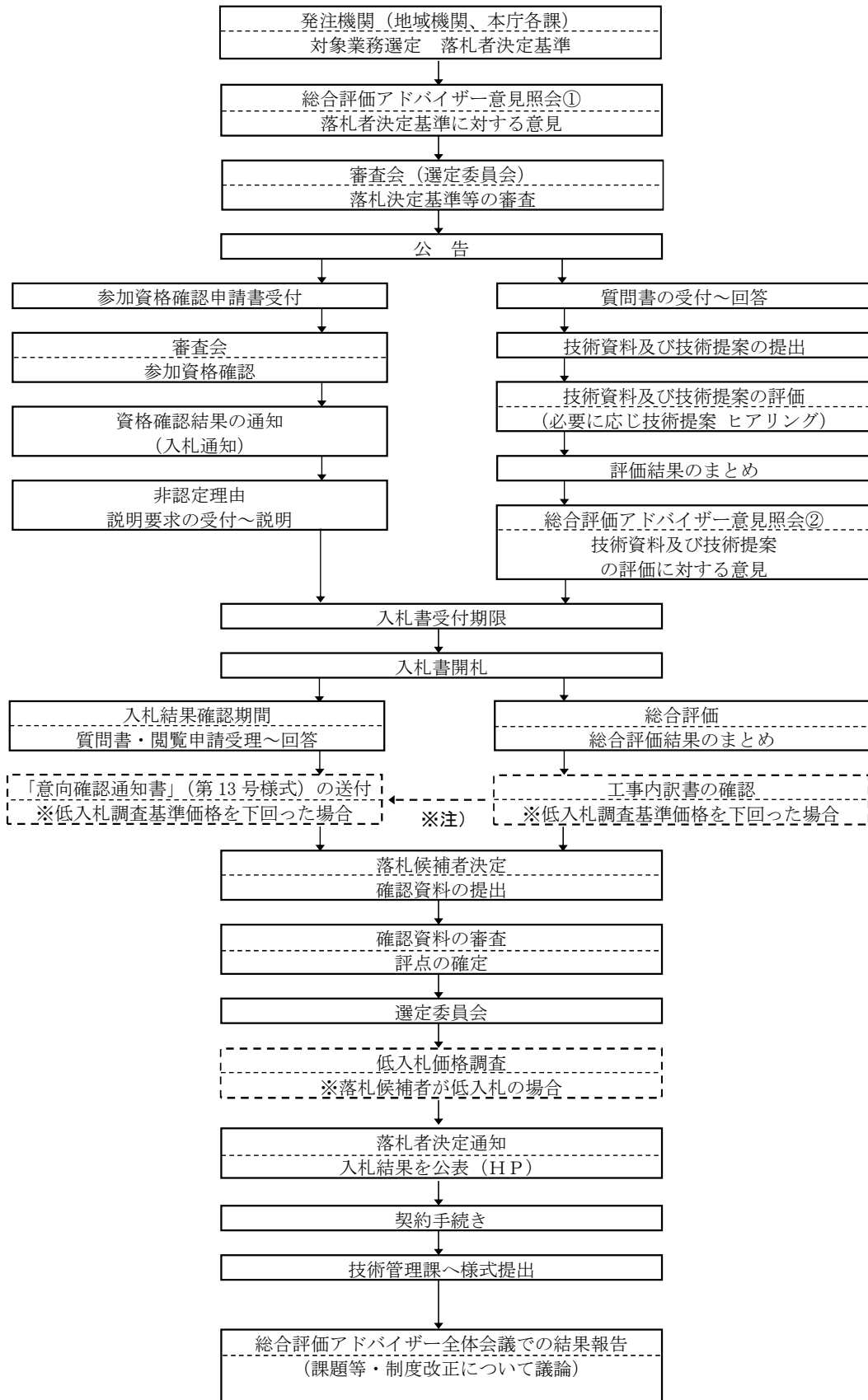
※ フローの「-----」部分は、該当する場合に実施する。



※注）業務内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

8-2 技術評価型（制限付き一般競争入札）

※ フローの [] 部分は、該当する場合に実施する。



※注）業務内訳書を確認し、予定価格に違算等がないことを確認し、「意向確認通知書」を送付する。

9 様式集

総合評価落札方式で使用する資料様式は、以下の(委)第1号様式から(委)第13号様式とする。

様式番号	様式名称	技術者実績確認型	実施方針確認型	技術評価型	備考
(委)第1号様式	総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書	○	○	○	評価対象資料
(委)第2号様式	実施方針確認書【実施方針確認型】	—	○	—	評価対象資料
(委)第3号様式	実施方針確認書【技術評価型】	—	—	○	評価対象資料
(委)第4号様式	評価テーマに対する技術提案書	—	—	○	評価対象資料
(委)第5号様式	総合評価落札方式(委託)に関する評価調書	○	○	○	評価等の記録様式、公表様式
(委)第6号様式	技術資料評価表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第7号様式	技術資料(実施方針)審査集計表 技術提案評価集計表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第8号様式	技術資料(実施方針)審査表 技術提案評価表	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第9号様式	総合評価落札方式試行概要書	○	○	○	評価等の記録様式
(委)第10号様式	履行確認票	○	○	○	監督員による施工時の履行確認
(委)第11号様式	非落札者説明請求書	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
(委)第12号様式	非落札者説明請求に対する回答書	△	△	△	評価内容の説明に関する様式
(委)第13号様式	意向確認通知書 意向確認回答書	△	△	△	低入札時の確認様式

【型式ごとの標記について】
「○」使用する様式
「—」使用しない様式
「△」該当する場合に使用する様式

(委) 第1号様式

総合評価実施確認項目に係る自己評価申請書

業務名	
会社名	入札整理番号

■企業の評価

評価内容	【企業の技術力】		【地域貢献度・精進度】		【担い手育成・確保】		評点計
	業務成績の平均点	業務成績の最低点	災害時の活動実績等	実働拠点	WLBの推進	認定等②	
評点 (自己評価)						認定等①	0.00
評価内容							

■配置予定技術者の評価

《管理技術者》 【配置予定技術者の能力】

技術者氏名	技術者の能力	継続教育 (CPD)	技術者の同種業務実績・地域精進度	手持ち業務量	若手技術者の配置	評点計	評点 (採用)
配置予定技術者①	評点(自己評価)						
	評価内容						
配置予定技術者②	評点(自己評価)						
	評価内容						
配置予定技術者③	評点(自己評価)						
	評価内容						

《調査技術者》

【配置予定技術者の能力】

技術者氏名	技術者の能力	継続教育 (CPD)	評点計	評点 (採用)
配置予定技術者①	評点(自己評価)			
	評価内容			
配置予定技術者②	評点(自己評価)			
	評価内容			
配置予定技術者③	評点(自己評価)			
	評価内容			

《担当技術者》 【配置予定技術者の能力】

技術者氏名		技術者の能力	継続教育 (CPD)	技術者の同種業務 実績・地域精通度		評価計	評価計の順位	評価 (採用)
配置予定技術者①	評価内容							
配置予定技術者②	評価内容							
配置予定技術者③	評価内容							
配置予定技術者④	評価内容							
配置予定技術者⑤	評価内容							
配置予定技術者⑥	評価内容							
配置予定技術者⑦	評価内容							
配置予定技術者⑧	評価内容							

※担当技術者の評価は、担当技術者が3名以上の時は上位2名の平均、2名の時は上位1名で評価する。

※複数名の担当技術者を配置する場合は、評価点の和が高い順に記載すること。

※上記評価は、評価点の和 (評価計) の上位の者で判断する。

(委)第4号様式

評価テーマに対する技術提案書【技術評価型】

業務名：

会社名：

評価テーマ：○○○

(注1) 文字フォントは10ポイント以上とし、図表等も含めA4版1枚におさめること。

(注2) 行間隔や罫線枠等、書式の変更はしないこと。

(注3) 評価テーマの技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現を避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

(委) 第 7 号様式

技術資料(実施方針) 審査集計表【実施方針確認型】

業務名	一般国道〇〇〇号 〇〇大橋 詳細設計委託																					
	集計者	〇〇地域整備部 〇〇課長																				
		集計日	令和〇〇年〇月〇日																			
			業務実施方針に対する評価事項																			
記号	会社名	業務の実施方針				業務フロー				工程計画				その他				不適正				
		評価者1	評価者2	評価者3	平均点	評価者1	評価者2	評価者3	平均点	評価者1	評価者2	評価者3	平均点	評価者1	評価者2	評価者3	平均点					
A 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	2.0	2.0	4.0	2.67	
B 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
C 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
D 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
E 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
F 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
G 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
H 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
I 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
J 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
K 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
L 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
M 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
N 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	
O 社		0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.0	0.00	

技術資料(実施方針)審査表【実施方針確認型】

一般国道〇〇〇号 〇〇大橋 詳細設計委託

業務名		評価項目と配点					
評価者1		業務の実施方針					
記号	業務の実施方針	業務フロー	工程計画	その他	理由		
A社	点	点	点	点	・実施方針に不適合があった場合の理由 ・実施により品質の低下を招く恐れがある記載等があるか。		
B社	点	点	点	点			
C社	点	点	点	点			
D社	点	点	点	点			
E社	点	点	点	点			
F社	点	点	点	点			
G社	点	点	点	点			
H社	点	点	点	点			
I社	点	点	点	点			
J社	点	点	点	点			
K社	点	点	点	点			
L社	点	点	点	点			
M社	点	点	点	点			
N社	点	点	点	点			
O社	点	点	点	点			

技術提案 評価表 【技術評価型】

一般国道〇〇〇号 〇〇〇詳細設計委託

業務名		技術提案の評価項目 内訳												
評価者1		業務実施方針				評価テーマに対する技術提案				理由				
記号	業務理解度	実施手順	工程表	その他	的確性		実現性		・技術提案に不適正があった場合の理由	・実施により品質の低下を招く恐れがある記載等があるか。	点	点	点	点
					与条件との整合性	キーワードの網羅	説得力	提案内容の裏付け						
A社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
B社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
C社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
D社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
E社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
F社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
G社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
H社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
I社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
J社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
K社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
L社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
M社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
N社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点
O社	点	点	点	点	点	点	点	点	点		点	点	点	点

総合評価落札方式(委託)試行概要書 (実施方針確認型)

業務名			発注機関名	〇〇地域振興局	地域整備部
業務概要			担当課名	〇〇課	
業務種類			業務箇所	〇〇市	△△地内
業務期間 (予定)	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (〇〇〇日間)	入札方式	概算金額		円
■ 評価基準、配点 (合計12.0点)	指名競争入札				
〇 業務実施方針について	変更する場合の業務日数〇〇〇日間				
(1) 業務実施方針について、それぞれ下記の視点で評価し、評価に応じた得点を付与する。					
① 「業務理解度」	(1) 各評価項目の配点				
A 目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に表現されている	① 「業務理解度」及び④ 「その他」の評価配点				
B AとCの中間	評価A …4.0点 評価C … 0点				
C 目的、条件、内容の理解度が特に低く簡潔さに欠ける	② 「実施手順」及び③ 「工程表」の評価配点				
② 「実施手順」	評価A …2.0点 評価C … 0点				
A 業務実施手順が妥当である	③ 「工程表」				
B AとCの中間	A 工程計画は業務量の把握が的確に行われている				
C 業務実施手順に矛盾がある	B AとCの中間				
③ 「工程表」	C 工程計画は業務量の把握が不十分である				
A 工程計画は業務量の把握が不十分である	④ 「その他」				
B AとCの中間	A 地域の実情・現場状況を把握し、業務に必要な検討事項の提案がある				
C 地域の実情・現場状況を把握、業務に必要な検討事項の提案が不十分である	B AとCの中間				
	C 地域の実情・現場状況を把握、業務に必要な検討事項の提案が不十分である				
	①～④の合計評価点を算出する (最大12点で評価)				

総合評価落札方式(委託)試行概要書(技術評価型)

業務名	発注機関名
業務概要	担当課名
業務種類	業務箇所
業務期間(予定)	概算金額 円
	入札方式 制限付き一般競争入札
令和 年 月上旬～令和 年 月下旬 (○○○日間)	(繰越が見込まれる場合) 変更する場合の工期 日間
評価項目や評価基準の要点(技術評価型における評価テーマ、設定した理由及びキーワード等について記載)	
■ 評価テーマ(公告等に記載する内容)	
■ 設定理由(評価テーマに関する条件やキーワード)	
<p>※これらの着眼点(キーワード)に当てはまらないものも、評価に値すると判断できるものは評価して良い。</p> <p>■ 評価基準、配点(実施方針9.0点、技術提案20.0点 合計29.0点)</p> <p>○業務実施方針について</p> <p>(1) 業務実施方針について、それぞれ下記の視点で評価し、評価に応じた得点を付与する。</p> <p>①「業務理解度」</p> <p>A 目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に表現されている B AとCの中間 C 目的、条件、内容の理解度が特に低く簡潔さに欠ける</p> <p>②「実施手順」</p> <p>A 業務実施手順が妥当である B AとCの中間 C 業務実施手順に矛盾がある</p> <p>③「工程表」</p> <p>A 工程計画は業務量の把握が的確に行われている B AとCの中間 C 工程計画は業務量の把握が不十分である</p> <p>④「その他」</p> <p>A 地域の実情・現場状況を把握し、業務に必要な検討事項の提案がある B AとCの中間 C 地域の実情・現場状況の把握、業務に必要な検討事項の提案が不十分である</p> <p>(2) 各評価項目の配点</p> <p>①「業務理解度」及び④「その他」の評価配点 評価A ……3.0点 評価B ……1.5点 評価C ……0点</p> <p>②「実施手順」及び③「工程表」の評価配点 評価A ……1.5点 評価B ……1.0点</p> <p>(3) 業務実施方針の評価</p> <p>①「業務理解度」 : 最大 3.0点 ②「実施手順」 : 最大 1.5点 ③「工程表」 : 最大 1.5点 ④「その他」 : 最大 3.0点</p> <p>①～④の合計評価点を算出する。(最大9.0点で評価)</p>	

○技術提案（評価テーマ）について

「的確性」10点満点、「実現性」10点満点、合計20点満点とし、各項目についての的確性①・②及び実現性①・②を評価する。又、評価は提出された各社の提案を比較して行うものとする。

(1) それぞれの項目を下記の視点で評価し、評価点を付与する。

「的確性①」（与条件との整合性）

- A 地形、環境、地域特性などの与条件に整合する
- B 地形、環境、地域特性などの与条件に概ね整合する
- C 中位
- D 地形、環境、地域特性などの与条件が不足している、または整合性に欠ける
- E 地形、環境、地域特性などの与条件が反映されていない、または整合性がない

「的確性②」（キーワードの網羅）

- A 必要なキーワードが網羅されている
- B 必要なキーワードがある程度網羅されている
- C 中位
- D 必要なキーワードが不足している
- E 必要なキーワードが全く示されていない

「実現性①」（説得力）

- A 提案の内容が理論的に裏付けられていて、説得力がある
- B 提案の内容が論理的に裏付けられていて、ある程度説得力がある。又は提案内容がある程度理論的に裏付けられていて、説得力がある。
- C 中位
- D 提案の内容に論理的裏付けが乏しく説得力が不足している
- E 提案の内容に根拠がなく説得力がない

「実現性②」（提案内容の裏付け）

- A 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている
- B 提案内容を裏付ける根拠がある程度示されている
- C 中位
- D 提案内容の裏付けが不足している
- E 提案内容の裏付けが明らかでない

※「的確性」と「実現性」は、関連がある項目として評価

(2) 合計獲得ポイントに応じて得点を付与する。

※ 評価テーマが1テーマとすると、「的確性」1×5点×2項目＝10点（最大）、「実現性」1×5点×2項目＝10点（最大）

評価A … 5.00点 評価B … 3.75点 評価C … 2.50点 評価D … 1.25点 評価E … 0点

(3) 「的確性」＋「実現性」の合計評価点を算出する。

的確性：10点＋実現性：10点＝評価点（最大20点）

履行確認票

委託番号	施工地
業務名	請負者

契約時の評価【評価者が入力】 ※該当項目のみ記載する。

評価項目	企業の技術力		地域貢献度・精通度		担い手育成・確保		技術提案
	業務成績の平均点	業務成績の最低点	災害時の活動実績等	実働拠点	ワークライフバランスの推進		
評点(点)					認定①	認定②	
内容	別添資料のとおり						

評価項目	配置予定技術者(管理技術者)の能力				配置予定技術者(照査技術者)の能力					
	管理技術者氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	照査技術者氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度		
評点(点)									合計	0.00
内容										

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力					
	担当技術者①氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	担当技術者②氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	担当技術者③氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度		
評点(点)													合計	0.00
内容														

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力					
	担当技術者④氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	担当技術者⑤氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	担当技術者⑥氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度		
評点(点)													合計	0.00
内容														

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力					
	担当技術者⑦氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度	担当技術者⑧氏名	技術者の能力	継続教育(CPD)取組状況	同種業務実績・地域精通度		
評点(点)									合計	0.00
内容										

評価内容の履行確認【監督員が入力】※配置技術者が途中交代した場合

監督員名	最終確認日(作成日)
------	------------

評価項目	配置予定技術者(管理技術者)の能力				配置予定技術者(照査技術者)の能力					
	管理技術者 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	手持ち業務量	若手技術者の配置	照査技術者 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	
評点(点)					0.00					0.00
内容										
履行確認結果	履行									

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力						
	担当技術者① 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計	担当技術者② 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計	担当技術者③ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	
評点(点)					0.00					0.00					
内容															
履行確認結果	履行														

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力						
	担当技術者④ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計	担当技術者⑤ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計	担当技術者⑥ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	
評点(点)					0.00					0.00					
内容															
履行確認結果	履行														

評価項目	配置予定技術者(担当技術者)の能力				配置予定技術者(担当技術者)の能力					
	担当技術者⑦ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計	担当技術者⑧ 氏名	技術者 の能力	継続教育 (OPD)取組状 況	同種業務実 績・地域精通 度	合計
評点(点)					0.00					0.00
内容										
履行確認結果	履行									

- ・配置予定技術者の評価は、当初の配置予定技術者と同等以上の評価であれば不履行としない。
- ・真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。
- ・「若手技術者の配置」を加算された企業において、やむを得ず若手技術者(45歳未満)が途中交代となる場合は、変更後に若手技術者(45歳未満)の配置ができないとしてもペナルティを課さない。
- ・産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中交代する際は、交代する技術者の評価に関わらず不履行としない。

注意:この様式は検査調書とともに綴り、保管すること。

入力項目

(不履行があった場合に記録する。)

1. 評価項目不履行時の減点算出

評価項目	不履行該当	減点
配置予定技術者の能力		点
配置予定技術者の手持ち業務量		点
		点
		点
		点
計		0点・・・①

2. 技術提案(業務実施方針)の不履行時の減点算出

① α : 技術提案の当初の評点(点)		点
② β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点(点)		点
③減点値 = $5点 \times (\alpha - \beta) / \alpha$ (少数点以下第1位四捨五入整数止)	0	点・・・②

3. 技術提案(評価テーマ)の不履行時の減点算出

① α : 技術提案の当初の評点(点)		点
② β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点(点)		点
③減点値 = $5点 \times (\alpha - \beta) / \alpha$ (少数点以下第1位四捨五入整数止)	0	点・・・③

4. 総合評価不履行時の減点算出(合計)(①+②+③)

0	点
---	---

5. 技術提案の不履行時の違約金算出

①C: 当初の契約金額(円)		円
② γ : 当初の加算点(点)		点
③ δ : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した加算点(点)	0.00	点
④達成度合いに応じた違約金(円) C = $[1 - (100 + \delta) / (100 + \gamma)] \times C$ (小数点以下切り捨て整数止)	0	円

(委)第 11 号様式

非落札理由説明請求書

令和 年 月 日

新潟県知事 様
(新潟県〇〇地域振興局長 様)

請求者の住 所
代表者

新潟県土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領第 17 の規定により、下記のとおり入札結果に疑義がありますので非落札理由の説明を請求します。

記

1 対象入札案件名

2 疑義内容

(委)第 12 号様式

非落札理由説明請求に対する回答書

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

請求者の住 所
代表者

様

新 潟 県 知 事
(新潟県〇〇地域振興局長)

令和 年 月 付けで貴職より請求のあった件について、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領第 17 条 2 項の規定により下記のとおり回答します。

記

- 1 対象入札案件名

- 2 疑義内容に対する回答

(委)第13号様式

意向確認通知書

令和 年 月 日

住 所
代表者 様

新 潟 県 知 事
(新潟県〇〇地域振興局長)

下記委託業務の入札において、貴社が入札金額が低入札調査基準価格を下回ったため、新潟県土木部・交通政策局・農林水産部(漁港事業)調査・測量・設計業務における総合評価落札方式試行要領第10第4項の規定により、総合評価による貴社の評価値の確定手続についての意向を確認します。

なお、貴社の評価値が最も高く、評価値確定後に落札候補者となった場合は、「新潟県土木関係建設コンサルタント業務低入札価格調査取扱試行要領」及び「新潟県土木関係建設コンサルタント業務低入札価格調査取扱試行要領の運用基準」に基づく低入札価格調査を実施します。

記

- 1 対象入札案件名： 〇〇〇 委託
- 2 回 答 方 法： 手続の継続を希望する場合は、別紙により回答
- 3 回 答 期 限： 令和 年 月 日 時まで
- 4 そ の 他
 - (1) 手続の継続を希望しない者は、落札者とはなりません。
 - (2) 回答期限までに意向確認回答書の提出がない場合は、手続の継続を希望しないものとみなします。

別紙

意向確認回答書

令和 年 月 日

新潟県知事 様
(新潟県〇〇地域振興局長 様)

住 所
代表者

下記委託業務の入札において、当社の入札金額が低入札調査基準価格を下回ったことに伴い確認のあった、総合評価による評価値の確定手続についての当社の意向は下記のとおりです。

記

- 1 対象入札案件名： 〇〇〇 委託
- 2 総合評価による評価値の確定手続について、手続の継続を希望します。